

な職員の確保に関する請願(大谷信盛君紹介)

(第二七三〇号)

同(黄川田徹君紹介)(第二七三二一号)

同(田島一成君紹介)(第二七三二二号)

同(辻恵君紹介)(第二七三三三号)

同(肥田美代子君紹介)(第二七三四四号)

同(中山義活君紹介)(第二八一四四号)

同(古川元久君紹介)(第二八一五五号)

同(大出彰君紹介)(第二九〇八号)

同(橋本清仁君紹介)(第二九〇九号)

同(和田隆志君紹介)(第二九一〇号)

同(渡辺周君紹介)(第二九一一号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第三〇四四号)

同(石井郁子君紹介)(第三〇四二二号)

同(穀田恵二君紹介)(第三〇四三三号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三〇四四号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三〇四五号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇四六号)

同(山口富男君紹介)(第三〇四七号)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇四八号)

公営住宅に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三〇四四号)

同(石井郁子君紹介)(第三〇二五五号)

同(穀田恵二君紹介)(第三〇二六六号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三〇二七七号)

同(志位和夫君紹介)(第三〇二八八号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三〇二九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三〇三〇号)

同(山口富男君紹介)(第三〇三一号)

同(吉井英勝君紹介)(第三〇三二二号)

は本委員会に付託された。

六月十四日

屋外広告物法の改正に関する陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一内田茂外九名)(第一六九号)

基幹道路網の整備促進等に関する陳情書(鹿児島市山下町一一の一上門秀彦)(第一七〇号)

高規格幹線道路の整備促進等に関する陳情書

(徳島市万代町一の一佐藤圭甫外三名)(第一七一七号)

高速道路網の整備促進等に関する陳情書(静岡市葵区追手町九の六石川嘉延外九名)(第一七二二号)

四国的高速道路ネットワークの早期実現等に関する陳情書(高知市本町五の一の四五尾崎武志)(第一七二三号)

地域の特性を活かした総合的まちづくり事業に対する支援制度の改善に関する陳情書(岐阜市藪田南五の一四の五三川合良樹)(第一七四四号)

西九州自動車道の整備促進等に関する陳情書(長崎市桜町二の三五緒方富昭)(第一七五五号)

本州四国連絡橋通行料金の引き下げ等に関する陳情書(山口市滝町一の一島田明外四名)(第一七六号)

北海道新幹線の建設促進に関する陳情書(札幌市中央区北一条西二の一の甲のイの一大越誠幸)(第一七七七号)

マンション管理適正化法の早期改正等に関する陳情書(佐賀市城内の一の四五原口義己外七名)(第一七八八号)

同日

鉄道輸送の安全の確保等を求める意見書(大阪府議会)(第六七二二二号)

鉄道輸送の安全確保等を求める意見書(兵庫県三田市議会)(第六七一三三三号)

道路特定財源の確保と有効活用を求める意見書(高知県仁淀川議会)(第六七一四四四号)

道路特定財源制度に関する意見書(宮崎県諸塚村議会)(第六七一五五五号)

道路特定財源の確保を求める意見書(沖縄県浦添市議会)(第六七一六六六号)

列車脱線事故に関する意見書(京都市議会)(第六七一七七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、下水道法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として国土交通省都市・地域整備局長竹蔵誠君、都市・地域整備局下水道部長谷戸善彦君、総務省大臣官房審議官河野栄君及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長南川秀樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本下水道事業団理事松井邦彦君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。若泉征三君。

○若泉委員 おはようございます。

国土交通委員になりましたので、初めの質問でございますので、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

北側大臣におかれましては、私も民主党の整備新幹線議員連盟で、日本全国の新幹線の要望に参りました。私の地元であります福井も、ようやく福井駅の着工ということで、この場をおかりい

たしまして、高木委員も一緒にございますので、厚く御礼を申し上げます。

実は私、きのう夜帰ってまいりまして、鹿児島まで行ってまいりました。(発言する者あり)民主党、反対じゃありませんよ。鹿児島のおいしいしやうちゅうを飲みまして頭がふらふらしている状態でございますが、何のために鹿児島に行つたかといいますと、北側大臣も既に御視察されたと思ひますが、鹿児島の新幹線の状況を視察に参りました。今、JR西日本で大惨事がございましたその後に、あれだけ喜んで、住民と経済関係者とそしてJRが一体になつてあのプロジェクトを組んできた、その事実を私は目の当たりにしてまいりまして、ああ、すばらしいなと。

どういふことかと申しますと、簡単に申しますと、今年一年間で約三百二十万人、二・八倍のお客さんを誘客している。こんなことはあるはずがないと思つたといふふうに、その喜び方が、異常なぐらい喜んでいらつしやる。ストロー現象でひよつとすると博多の方へ客がとられるんじゃないかといふような心配もあつたようでございますが、どうもそういうことは問題がなく、非常に、経済効果につきましても、開業後一年間で百六十五億七千万円。逆にまた、福岡と鹿児島間の空港の客が非常に落ち込んでいます。今後これが福岡まで直線コースで結ばれますと、さらに福岡は一時以上短縮されて、誘客、さらに流動人口が増えてくるんじゃないか。もう手を挙げて、すばらしいと。

ああいうすばらしい状況は何が生んだかといひますと、先ほど申しましたように、JRさんとその経済関係者と地域の周辺の住民とかかわりというものの、非常にそのきずなを強くされている。そういう中で計画性というものがあつて、本当に、見てください、見てくださいます。うちこち案内されて、本当に疲れてしまつて、しやうちゅうは飲むわ、疲れて、きょうの質問一体どうしようかと思ひましたが、どうかお手やわらかにひとつお願いを申し上げます、こうい

うふうに思っている次第でございます。

そういう中で、実は私は町長を十六年務めさせていたというところから、今回の下水道法の一部を改正する法律案に関連いたしまして御質問を申し上げたいと思います。

今回のこの下水道、当初大臣が説明をされました内容を見ても、すぐ各議員みなおわかりのように、いわゆる閉鎖性の水域においてはこういった水質が非常に悪い、その改善が進んでいない。または、窒素及び燐の流入負荷量を一層削減するために、処理水質を向上させる高度処理を推進するために、集中豪雨による浸水被害や、さらには下水道へのシアン等の有害物質や油の流出事故が多く発生して、広域的な雨水排除を推進する。または、公共用水域の水質の保全や都市における浸水被害の防止などのために、こういった法案を出されているということでございます。これは、今までの下水道事業に対する甘さというものがこういう結果を出してきた、このように思います。

私は、そのことにつきまして、今回のこの法令に對しましては賛成をいたします。賛成するというのは、しなければいけないような状態になっている、また、その必要性を非常に強く感じていることでございます。しかし、今までの下水道事業に対する経過から見まして、これは非常に大きなツケが回ってきたものだ。あと二十年、三十年たちますと、このツケはさらに大きくなる。

いろいろな建物を見ておりまして、この前も、広島県の原爆のドームを私は二年か三年に一回は見に行っております。あそこ資料館を見て、自分に対する意識を強くしているわけでございまして、あの原爆ドームはもう、六十年もたちますと、あれは一九四五年の八月六日に広島へ投下された原爆によって、ドームが今でも残っておりますが、あのドームのコンクリートがもう、大体コンクリートの寿命は五十年か六十年と言われているんですが、ぼろぼろになって、灰になって、さあド

ムをどうしようか、そんなことを今言われております。

そういう中におきまして、日本の高度経済成長と同時に発展してきた経済構造の中におきまして、いろいろな建物やいろいろなインフラ整備によって施設ができましたが、これがだんだんだんだん粗大ごみ化しつつある。粗大ごみ化しちゃうんだ。では、そのメンテナンスに対して私たちが一体どう考えるんだというの、ここにいらつしやる議員さんともども考えなければいけないこととあります。私が三十七歳から行政に携わってきたから、従来ずっと、将来のメンテナンスをどうしようかという考え方の中から、建物とかそういう住民のニーズにこたえてきたつもりでございます。

そういう中で、今回の質問でございますが、日本のインフラ政策の一つとしての公共下水道事業を画一的に全国に整備した成果は、国民生活に快適性と利便性をもたらすと同時に、先ほども申しましたように、大きな国民への負担というツケを回す結果になった。

例えば、どここの下水道事業でもそうですが、早く、五十年前にやった下水道事業のところは、メンテナンスにおいては結構いい管理をしております。しかし、ランニングコストがだんだんだんだん高くなっている。中の機械は壊れる。まあ、コンクリートの建物は五、六十年もたちますが、中の機具に関しては、さびてしまつて、一回取りかえると十億二十億とかかる。

そういう意味におきまして、ランニングコストがだんだんだんだん高くなってきた。それを維持管理するメンテナンスとして非常に厳しいものがあり、投資的な経費がだんだんだんだん多額になってくる。そして、健全な経営が困難になり、財政圧迫を余儀なくされている。

また、環境アセスメントにつきましても、今回の法令にも窒素、燐のことが出ておりますが、環境アセスメントにおいてもだんだんだんだん汚染度が上昇している、そのような状態でござい

す。

池田内閣の当時に、この言葉は懐かしい言葉でございますが、所得倍増計画、貧乏人は麦を食えというような発言の中で、みんな一生懸命、国民は頑張つてまいりました。高度経済成長へと発展しまして、消費は美徳なりと。そして、下水道事業も同時に同じくして、下水道のあるところは文化的な地域である、いわゆる生活文化であるという、下水をまさに生活文化であるという定義づけをいたしました。また、景気浮揚対策としての公共事業の推進を図り、それはそれなりの成果をおさめた、このように思います。

日本独特の文化である、何でもかんでも水に流すという国民性もあって、下水道に流してしまえばいいという、こういった意識が、管の中に流せばどこかでちゃんと処理してくれるんだ、こういう意識が自然に育つていってしまった。その結果、下水道からは窒素や燐などの有害物質が発生しまして、下水道を管理する自治体はその処理のコストを高めていくというような構造となっております。よく御案内のとおりでございます。私は今、そもそも論から大臣にお聞きしようと思っておりますので、よくおわかりのことを申し上げております。

下水道の敷設が非常にコスト高で困難になっている、あるいは、土地を有効利用できる地域において普及している合併処理浄化槽では、使用者がおのおの、流してよいもの、悪いものを選別してから流すことによって機能の低下を防ぎ、機械に操られるのではなくて、機械と共生しよう、そのような使い方を、BODの水準を、国が定めております標準値というのは二〇ppmでございますが、それ以下に保ち、処理をしている。

都市の文化的な水準を示すバロメーターとして、公共下水道こそが理想の汚水処理施設であるという意識形成に偏ってきたのではないかと。私どもの地方の方で、皆さんの議員さんの地方の方でも、そんな、下水道事業をまだやっていないところに嫁に出せるかというようなことを、一時はそ

ういう言葉まで言われたんですね。

そして、そういう意味では、例えば合併処理浄化槽という選択肢もあるのではないかと。生活と共生する文化は下水道だけではないはずである、合併処理浄化槽の施設の整備によつても、下水道の担ってきた役割というものは非常に大きく、また、非常にその役割は可能である、国はそういったことを地方公共団体に認識してもらうための努力をすべきである。

このことに関しまして質問を申し上げますが、下水道事業を推進する立場にあり、また、この敷設に深い御理解があるという大臣に、どのような基本的な認識をお持ちであるか、お尋ねをまずしていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○北側国務大臣　ただいま、さまざま、この下水道の整備につきましてのこれまでの経過、問題点、課題等について幾つかの御指摘がございました。

まず、合併浄化槽との関係を申し上げますと、私自身も、何が何でも公共下水道でなきゃいけないというふうには全く思っておりません。それは、その地域の特性に応じて、地域が御判断をされていくべき事柄であるというふうに思っているところでございます。

汚水処理施設の整備手法の選定につきましては、各施設の役割、機能を総合的に勘案しまして、地域の実情を踏まえた選定を地方公共団体がみずから判断することが重要であると考えているところでございます。国土交通省といたしまして、関係省庁、また地方公共団体とよく連携をとっていききたいというふうに思っているところでございます。

大事なことは、一つは、汚水処理ができるだけ早くなされること、これは一番大事な、基本的なところでございまして、その手法についてはさまざま判断があるんだらうと考えています。

また、もう一方、違う観点からお話をさせていただきますと、やはり下水道整備の場合は、こ

いう汚水の処理という問題とともに、環境面、さらには安全面、そうした機能というのを有しておるところでございます。

特に環境面におきましては、高度処理をされた処理水というのは本当にきれいな水でございます。むしろ、この水をどう再活用、再利用するかということがこれから大きなテーマになってくる。私は思いますし、また、古い都市なんかでは合流式の下水道がなされたわけでございますが、この改善をどう進めていくかだとか、そういう環境面からの取り組みがこれから非常に重要になってくると思います。

安全面におきましても、御承知のとおり、この一年間、本当に災害の多い年でございましたが、豪雨対策というような観点からも、この下水道の果たす役割というものは非常に大きな意味を持っていると思います。全国あちこちで、下水道水を、雨水をためるという機能を持たせることによってその地域の浸水防止に役立っているという地域はあちこちあるわけでございます。

そういう意味では、汚水処理の普及ということも、これまでもやっていかなきゃいけません。そういう量的な面だけではなくて、質的な面でも、環境面、安全面で下水道の持つ役割というのは非常に重要であるというふうに認識をしております。

○若泉委員 わかりました。

私としましては、この下水道事業がいろいろな意味で、今大臣おっしゃったように、処理機能に対して、さらに安全も含めながら高めていかなきゃいかぬとおっしゃったわけでございますが、とりあえずは今大臣のお考えをお聞きしたわけでございます。

次に、役所の方からのお考えも、これも私もも論でございますが、お聞きしたいと思っております。ちょうど、私が一九八三年に三十七歳で町長になりました当時、議会での質問のほとんどが、建設会社にかかわりを持つ議員から、なぜ町長は下水道事業を手がけないのか、こういう質問ばかりでございました。他の自治体よりはおくれをとつ

ているのではないかと追及されることもたびたびございました。また、県の下水道担当者からも町長、下水道事業をやってくださいよと。何をやるんですか、公共下水道事業をやってくださいと言われました。

当時、全国の下水道の普及率はたしか三〇％程度だったと思います。今は七三％とか六％とも言われておりますが、三〇％ぐらいでありました。各自治体の市町村長は、競争するかのようになんか選挙公約に掲げてまいりました。選挙にはこれを公約に挙げないと当選できないというような、そのような形で、こういった下水道の普及に対してそれぞれの自治体が進めていったわけであります。

私は、ちょうど町長四期目に入ってから初めて、選挙公約の中で取り組む姿勢を決断いたしました。その内容は、私が下水道事業について非常に慎重でありましたのは、一万五千人の町で、単独での公共下水道事業には、財政的にも将来のメンテナンスにおいても非常に無理があったからであります。それならば、三万人以上の受益者を要します。流域下水道でやろうかと。そうすれば、受益者の人口が多いわけですから、当然、一人当たりの使用料が安く上げられるだろう、また、処理も安くできるだろう、そのようなことを考えました。

そして、交渉をするために、協力要請に動きました。それは、隣近所の流域下水道になる地域の市町村との交渉をしました。そのときに、高低差からいいますと、高い方の、地形的に高いところを上流としますと、当時の武生市、そして私の町、そして下流といたしますと、鯖江市になるんですね。そこに働きかけまして、何とか協力してもらえないか、一緒に流域下水道をやらないかと言いましたところ、上流の方の、当時の市長さんの名前は伏せておきます、もうお二人とも亡くなっていますからいいです。市長さんが、わかった、じゃ、今立町の、あなたの町のあれは一緒にやりましょうと。そうしたら、下の方の、鯖江市のそのときの市長さんが、だめだと。あなたとは一緒にやり

ましょう、あなたの町と私は一緒に流域下水道をやりますよ、しかし、上の武生市を受け入れることはできないと。何か二人は仲が悪いんですね。市町村長が仲が悪いと広域行政までうまくいかないというような状況がたびたびあったわけですが、できないと。

さあ、困ってしまつて、結局、お互いに、どっちかがやらないということになれば流域下水道の意味がないわけでございます。いわゆる三万人以上の人口を要するということができないわけでありまして、そういう中でこういったものが流域下水道という形でできなくなったということになりますと、また、そこで私はあきらめまして、八年間、議員さんたちと一緒に県外各地へ出向しまして、視察をし、研修に研修を重ねてまいりました。

その結果、連綿と、いわゆる住居が密集している地域はコンパクトな公共下水道事業の終末処理場を認めてほしいと。これは、当時の建設省は認められないと言いました。だめだ、そんな千四百戸ぐらいの下水道事業の終末処理場なんか認めない。何回も通つた末、やっと認められました。千五百戸は公共下水道事業、残りの二千戸は合併浄化槽を採択いたしました。

その合併浄化槽には、これは後にまた質問いたしますが、町の管理組合というものを設立いたしました。その管理組合が一年間に四回の点検とそれから清掃、すべてをやつて月三千元ぐらいでできると。普通の公共下水道事業の価格と余り変わらない。では、これで本当にやっていけるのかと、地元の人たちをみんな集めまして管理組合をつくつて、町は何をやったかといふと、施設を無料で貸したのと、事務所です。それから、一人の事務員、どうしても女性の事務員が必要ですから、事務職員に対しての補助金をつける、そういう助成をいたしました。そして始まつたわけでございます。

これが、全国の官庁速報で取り上げられました今立町方式下水道事業だったんです。今までは、つい最近の下水道における制度改革

で、地域再生法案の中にもありますように、それぞれの裁量権を持つてそれぞれの地方自治体が自分たちの自治体に最も見合うような、採算のとれるような下水道事業にというふうにならば最近では変わつてまいりましたが、恐らく、その当時の市町村長さんはみんなそういうことで、中央の省庁から、公共下水道をやらないかだめだ、公共下水道事業をやらないかだめだ、そんな強い指導を受けてきたことは事実であります。私もそれを言われてきております。

この事業採択によりまして私どもの町の当初の三百億円の事業費を二百億円に減額でき、それは当然、議会は安くなつてよかつたなということで同意してくれました。八年間の研修と議会での議論を尽くしたことは非常に有意義であつたわけでございまして、この事業に対しての研修には、友人で俳優の川津祐介さんがボランティアで、ともにいろいろな情報を仕入れてくれまして、私と下水道事業を七年間一緒に取り組んでくれました。今でも感謝をしているわけであります。この取り組みは、新規事業は行いたい経済的な理由でできないという自治体にも参考になるものであると自負をいたしております。

そこで、汚水処理について、先ほども申しましたように、全国画一的に公共下水道でやろうとする国の方針には疑問を感じておりました。汚水処理について、自治体の地域性、財政、または広域行政への指導的な役割を果たすべき国は一体どのような指導をしてこられたのか、このように思うんです。

例えば今私がこういった自分の町の例を挙げたのは、このような形で自治体が努力をすればこういうこともできたんだ、それに対する認可がなかなかおりなかったというこの現実に対して、日本全国の、今はもう七〇％以上の下水道は普及率があるといふながらも、相当大きな苦勞と苦勞を重ねまして、しかも、今日うまくいっている自治体とうまくいっていない自治体では、その地財計画が立てられないというふうな、そのような厳

しい状況にあることを申し上げますと、なぜ、こういった地域に合うような、見合うような、また財政的にも大丈夫だというような、こういう指導の中で国はやってこなかったのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

確かに、今先生御指摘のように、四十年前は我が国の普及率というのは一五％とか一〇％台のところでございました。欧米諸国に比べ大変下水道が敷設されているということで、我々も一生懸命普及促進というに取り組んでまいりました。ただ、最近は大きく流れが変わってきておりまして、先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、何が何でも下水道という時代ではなくなっているということでございます。

国としてどういう指導をしてきているのかということ、三点申し上げさせていただきますと思います。

一つは、平成七年に関係省庁の合意により発出した「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」ということでございまして、都道府県は、汚水処理施設整備、すなわち下水道、農業集落排水、合併浄化槽等についての総合的な計画である都道府県構想を策定する要請をいたしました。このような背景には、実は、各分野でそれぞれ一生懸命投資している中で、例えば下水道の処理場の横に農業集落排水の処理場、同じようなものができてむだな投資ではないかというような御批判があったことも事実でございます。こういうことで、汚水処理施設についてはきちっと各省連携をとってやるべきだということになったわけでございます。

また、事業間の連携につきましても、例えば下水道と集落排水の接続につきまして、事業実施の段階で下水道と農業集落排水施設を管渠により接続して下水道の終末処理場の共同利用を実施するとか、そのような事業の面でも各省の連携がとられてきました。これが一つでございます。

それからもう一つは、平成十四年のことでござ

いまして、これは中川先生が大臣の所信に対する質疑の中でも御指摘なされた点でございますけれども、平成十四年十二月四日に「都道府県構想の見直しの推進について」というものを、またこれは各省で調整の上、知事に通知しております。

これは、北側大臣が公明党の政調会長でいらっしゃいましたときに、汚水処理についてはもっと合併処理浄化槽を活用すべきじゃないかというような御指摘を受けて、国土交通省で再点検を表明してまいりました。そういう中で、全国四百地区で下水道から浄化槽等の処理施設に整備手法の変更がされるというような実質的な動きも起きてきたわけでございます。こういうことが一つございまして、平成十四年の通知。

それから、先ほど先生が御指摘いただきましたように、ことし、地域再生法の中で、下水道、農業集落排水、それから合併浄化槽について自由度を高めた交付金という制度もできたということ。

さらに、昨年の十二月でございますが、そのような長期的な役割分担だけではなくて、やはり下水道経営、今先生が御指摘になりましたような下水道経営についてもきちっと考えていくべきだということ、例えば、これは国土交通省が各都道府県、政令市に出した通知でございますけれども、明確な経営目標と経営見通しでございますとか、適切な下水道使用料の設定、接続の徹底、経営情報の公開、透明化、企業会計の導入等、長期的な役割分担だけではなくて、当面、地方財政が非常に厳しい中で、きちっと将来的にも維持運営ができるかという点についても注意して今後事業に取り組むというような大きな流れになっているわけでございます。

○若泉委員 今のお答えでございまして、以前よりはいろいろなことを考えて、それぞれの市町村の自治意識に基づいてそういった採択権というものを認めるというようにお考えとか、そういうことをおっしゃっていただいたんですが、大体、ここにありますこの前の地域再生法案でも、国土交通省、農水省、環境省といいますが、それぞれの

下水道事業がみんな関係してくるわけですが、私がかここで質問するのも、環境省、農水省、農水省はきょうはお呼びしなかったんですが、皆さん呼ばないかぬという状況でありますから、本来であるなら、これは一本化しまして、国交省なら国交省の中に下水道の専門の部門を置いて、そこでやっていたいいんじゃないかというような考えもいたします。

私は今、後ほど質問があります中川委員と一緒に私どもは今後またずっとこの質問をやっていきますが、とりあえず今回は当たりという感じがして、でも、そもそも論で入っていますが、さらに詳しくいろいろと指摘してまいりますけれども、本来であるならば、これは下水道事業として将来は一本化すべきじゃないか、そんなふうに考えています。

以前よりはよくなってきたというのは、財政的にも厳しくなった、そしてメンテナンスがそれぞれの自治体で非常に大変だ、そういった結果を見てやられるんじゃないかと、もっと予防政策として、これは先見性を持ってこういう計画を立てられるべきじゃなかったか、このように私は思います。

次に、単独処理浄化槽の設置が進められたことに對しまして質問いたします。

下水道整備ができておりましたり、または計画がない地域においては、トイレの水洗化を行う際には、建築基準法第三十一条二項によりましてし尿浄化槽を設置しなければならぬとされてきました。一方、生活排水の処理に関しては、浄化槽設置が義務づけられてこなかったために、多くの地域において単独処理浄化槽の設置が進められてまいりました。

しかし、平成十二年の六月の浄化槽法の改正によりまして、原則として単独処理浄化槽の新設が禁止になりました。平成十三年の四月一日から施行されたことにより、それ以降は合併処理浄化槽の設置が進められることとなったわけでありま

す。平成十二年度末までは、下水道の未整備区域

において、水洗トイレを設置する場合にのみ浄化槽の設置を義務づけられました。生活排水については浄化槽による処理をなぜ義務づけなかったか。

御存じのように、単独浄化槽というのは、酸素を要求する値の基準値は、BOD九六ppmぐらいあるわけですから、臭くて色は汚くて大変なものを川に流してきたんですが、そういったことにしまして、今、合併浄化槽の場合には、さらに水をきれいにする、浄化するような作用があるわけでございますが、なぜこういった生活排水については浄化槽による処理を義務づけなかったのか、その理由をちよつとお教えいただきたいと思っています。

○南川政府参考人 環境省でございますが、御指摘のとおり、十二年の浄化槽法改正によりまして単独浄化槽の設置が原則禁止になったわけでございます。その後でございますけれども、着実に単独浄化槽から合併浄化槽への転換は進んでおります。

ただ、それまでの間におきまして、し尿につきましては処理をしておたわけでございます。それ以外については事実上垂れ流しということでございます。この状況は、実は今もまだ単独浄化槽の場合は続いております。そういう意味で、ぜひ転換を急ぎたいと思っております。

私どもとしましては、できるだけ生活排水の重点区域等を決めまして、少しでも、例えば雑排水の中に入る食べ残しを三角かごのところで取っていただくとか、いろいろな形で啓蒙でカバーしてきているというのが現状でございます。

○若泉委員 なぜ今まで単独浄化槽だけ言ってきたのか、義務づけしてきたのかということに対するお答えは、結局、そういう開発をされていなかったということですか。そうなんですか。はい、わかりました。

次に、平成十二年の六月の浄化槽法改正による単独処理浄化槽の新設禁止措置によりまして、単

独処理浄化槽の設置数は減少しているのではないかと思います、その設置状況はどうなっておりますか。お答えください。

○南川政府参考人 平成十三年四月から新しい法律が施行されてございます。その後につきましては、原則的には単独浄化槽の設置は行われていないというふうな認識をいたしているところでございます。

○若泉委員 下水道の予定処理区域内におきましては、単独処理浄化槽の設置をする場合は、例外的にその設置は認められているんですね。していませんというのは、それはそうじゃないんじゃないですか。浄化槽法第三条の二第一項のただし書きのところに、そのように例外的には単独浄化槽を認めると言っておりますから、当然あるんじゃないかと思えます。

平成十三年の四月一日以降から現在まで単独処理浄化槽の新設はどのような程度で行われているか、把握されていると思えますが、お答えいただきたいと思えます。

○南川政府参考人 私どもが把握しておりますのは下水道予定区域外でございますので、下水道区域内については単独浄化槽の設置は例外として認められております、それについては詳細を把握しておりません。

○若泉委員 詳細は把握していないとおっしゃるんですが、私ども後ほどまた質問の中でやります、下水道とか合併浄化槽とかいろいろいろいろな処理の仕方において、国の指針の中には当然、予算をつけるのに何が必要で何がある、そういった予算の枠とかそういうものを認めていく中に、こういったものは、あるいは事実において、当然、単独浄化槽も補助金は出ていますのでしよう。幾らか出ているんじゃないですか。出ておりませんか。出ていたらおかしいですよ。でも、それはやむを得なく認めているということに関しては法律にも出ているわけでございますが、この辺のチェックはしないと物すごい不公平になると私は思うんですよ。

だめだと言いが、片方の方では単独浄化槽で処理して、BOD九六ppmというような非常に汚染された水をどんどん流しているというのは非常におかしいんじゃないかと思えますので、十分に気をつけていただきたい。また今度細かいことを質問いたしますが、それはそれぐらいにいたします。

それから、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換状況として、平成十三年の四月一日の時点で、既設の単独処理浄化槽については、浄化槽法改正時の附則の中で、合併処理浄化槽への転換をさせる努力義務が規定されておりますが、合併処理浄化槽への転換状況はどのようになっておりますか、お答えいただきたいと思えます。

○南川政府参考人 まず、全体の基数でございますけれども、十五年度末におきまして、全体で浄化槽が八百六十七万基でございます。そのうち、合併浄化槽が二百十五万基、単独浄化槽が六百五十一万基でございます。そして、十三年の四月から三年間でございますけれども、その間に単独浄化槽が二十四万基、推定でございますが、廃止をされているところでございます。その三年間に設置されました合併浄化槽は約六十一万基でございます。

ただし、私ども、ことしの法改正に至るまでは廃止の届け出などが実はございませんでしたので、単独浄化槽が廃止されました二十四万基につきまして、それが合併浄化槽にかわったのか、あるいは下水道に接続されたのか、また廃屋となつてそのまま捨てられているのかということについての正確な数値は持っておりません。ただ、相当数が合併浄化槽に転換されたというふうに認識をしております。

○若泉委員 それでは、今度は下水道に入ります、下水道の建設財源として、世代間の負担の公平を図ることなどの観点から地方債が活用されております。下水道事業債の借入金残高が平成十四年度現在で約三十三兆円、公営企業債の借入金残

高全体の約五割を占めるに至っております、今後の下水道経営に大きな影響を与える要素になっております。また、平成十八年までの三年間で四兆円の国庫負担金の削減、地方交付税交付金の圧縮等が緊縮の中で実施段階となりまして、下水道財政を取り巻く環境は、国、地方を通じて大変厳しいものがあります。

下水道の整備を着実に進めていくためには、下水道財政、経営の健全化に向けた積極的な取り組みが求められていると考えますが、現在どのような対策を考えていらっしゃいますか。

○竹蔵政府参考人 我が国の下水道事業を取り巻く財政状況でございますが、今御指摘ございましたように、公共団体の下水道事業債の借入金残高は三十三兆円を超えております。また、毎年度の起債元利償還費が下水道管理費の約七割を超えている。いずれも平成十五年度のデータでございますけれども、総じて厳しい状況にあると思えます。

また、全国における下水道経営の現状を見ますと、汚水処理に係る下水道管理費の約六割が下水道使用料によって賄われておりますが、残りの約四割は一般会計繰入金等によって賄われておりまして、その繰入金については一定割合の交付税が措置されているという現状でございます。

もちろん、これを個々の市町村について見ていきますと、一概には言えないものがございます。まして、供用開始後間もない、または人口規模が小さい市町村の方がさらにこの状況を厳しいというところで。

そこで、どうするかということでございますが、御案内のとおり、下水道は、相当の費用と時間をかけて整備されて、その効果も長期にわたって発現するというところでございます。近年の厳しい財政状況においてその整備を進めるためには、従来にも増して、事業期間を通じて安定的な財源の見通しを立て、かつコストの削減を図り、計画的に事業を実施することが重要で。

このため、公共団体は、地域の実情を踏まえて

つ、一つには、経済性等を考慮して汚水処理施設の整備手法の選定及び見直しを的確に行うこと。

二つ目は、国庫補助負担金及び地方財政上の措置を活用すること。三番目には、下水道への接続の促進、下水道使用料水準の適正化や包括的民間委託の活用などの取り組み。すなわち、計画、建設、管理の各段階を通じて、こういう施策を推進する必要があります。

国土交通省としては、今後とも、下水道財政、経営の健全化を図りながら、関係省庁とも連携を密にしてこれらを支援していきたいと考えております。

○若泉委員 後で質問するような内容も全部お答えになりましたが、また後ほど質問してまいります。

それから、今コスト削減のことをおっしゃいましたが、下水道事業におけるコスト削減の取り組みにつきましてお聞きしたいと思えます。

下水道というのは社会資本の一つであり、社会資本を整備する手段としての公共事業は、よりよいものをより安く提供する観点から実施することが求められておりますが、現在厳しい財政状況の中で、政府全体の取り組みとして公共工事コストの削減対策等が、先ほど進められているという、考えているということでございますが、下水道事業についても一回お聞きしたいと思えますが、コスト削減に対してどのような取り組み状況か、お教えください。

○竹蔵政府参考人 下水道事業と申しますのは、土木、建築、化学、生物、機械、電気等々、技術的にさまざまな分野の総合技術でございます。下水道事業の円滑な推進のためには、技術開発による事業の支えが大変重要でございます。維持管理コストについて申し上げますと、平成十五年度に全国の下水道施設の維持管理に要した費用というのは、総額八千六百六十億円でございます。その内訳は、管渠が千二百四十八億円、処理場が四千五百六十三億円、ポンプ場七百七十四億円、その他二千七十五億円ということになつ

ておりまして、処理場の維持管理費というのが過半、五二・七％を占めている、こういう実態になっております。

そこで、維持管理コストの低減ということも、技術開発における重要なテーマの一つでございます。例えば施設の耐久性を向上させるという観点からは、沈殿池にたまった汚泥をかき寄せる装置を鉄製から強化プラスチック製にすることで、耐食性や耐摩耗性が格段に向上いたしました。また、メンテナンスを容易にするという観点からは、水量の変動に強く維持管理の必要な装置が少ない中小市町村向けの水処理技術でございます。オキシデーションディッチ法の開発などの成果が実用化され、普及に至っております。

国土交通省では、これらのさまざまな行政課題を解決して、効果的、効率的な下水道事業を推進していくため、産学官の協力連携のもと、引き続き技術開発を積極的に推進してまいり所存でございます。

○若泉委員 処理施設に関しては、そのコストが五二・七％ぐらいかかると今お答えがあったわけですが、実際、さつきランニングコストのことを私は申し上げましたが、今管渠の方は、塩化ビニール管で前の鉄管よりは確かに長くもっているんですかね。

当時、私は福井の下水道が一番日本で最初だったかと思いますが、あれは鉄管でできていますのでみなさびで、しかも、どこにひびが入っているかわからないのでテレビのカメラを入れてうつつと調査して、ひびが入っているところとか割れて漏れているところからそこを掘ってやっていると、掘り出しても、当初、建設会社というのは、つくるときにはきれいだからみんなやりたがっているが、金もうけのためにやりたいたいと思うんですが、実際、今度は汚くなってそれを直そうというときには、修理しようというときには嫌がるんですね。

そのような状態で意外ともろいのが鉄管でありまして、塩化ビニール管は結構長くもつとはい

ますが、一番私を感じておりますことは、処理場の、五二・七％ほど処理の機械のコストはやはり高くなると思いますが、私は、近隣の市町村が下水道事業を始めたときに、わずか半年で中の機械が壊れて、四億円、取りかえたというようなことがあるんですね。最近においては、処理場内の機械器具なんかを大体十五年ぐらい置きには老朽化して取りかえなきゃいかぬ、それは何十億というお金になるんです。

私が町長を務めておりましたときにある隣の市が、四億円ですでになつてしまつて、これ国から補助金もらえないんだよね、どうしようか、これはもう一般会計から出さなきゃいかぬのだ、そのような状況を私は説明されて、いや、これは大変だ、小さな町で処理場の機械がちょっと半年もたたないうちに、四億円のお金で壊れてしまつて、自分たちでその修理代を払わなきゃいかぬ、これは大変なランニングコストがかかるわけなんです。

私は何を言いたいのかと申しますと、このコストの縮減には非常に問題が一つあると思いますのは、処理施設のメーカーとか、そういう製造のメーカーですが、それは私は、どっちかといつたら結構独占的な、この前の橋梁のあのいろいろな談合問題もありましたが、そういうような独占的な企業によつてつくられているんじゃないかと。

そうしますと、この前うちの中川委員が質問しましたように、何十年間も同じようなことで、開発の意欲もなければ、もともと設計、もともとの強度の機械をそのまま使っているんだつたら、これからの地域における自治体のいろいろな管理運営ということを考えれば、当然、私は耐久性の高いものを技術開発しなきゃいかぬと。その技術開発を民間企業が黙ってやってくれればいいんですが、私は、やらないんじゃないかと思うんです。

そういう意味におきましては、例えば民間企業がみずから自発的にそういう開発研究所を設けて、処理場の中における機具をさらに耐久性の強

いものをつくっていくとか、または強化していくとか、また、それができなかったらやはり国土交通省がそれを指導して、もっと強化しなきゃ、もっといいものはないのかと。

今、新幹線の話もさつきしましたが、どんだん立派なものが出ておりますように、やはり技術開発の向上というものは黙っていたって製造工場をやる民間の企業はやらないんじゃないか、このように思いますが、どのようにお考えでしょうか。そういう指導をされているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 ただいまの技術開発の進め方、民間に対するインセンティブのあり方等についてのお尋ねでございますが、国土交通省におきましては、直営の研究所、そこでは下水道のいろいろな研究も行つておりまして、民に任せ切りのというんではなくて、我々自身もいろいろな努力しておりますし、また日本下水道事業団、これも技術者の集団として、そういうメンテナンスの費用がかからないような、そういう努力もしているところでございます。

先ほど管渠についてのお話ございましたが、例えば老朽化した管渠を掘り起こさないでそのまま再生できるような管渠更生工法などいろいろな開発しております。

それから先ほどの、半年か一年で機械が壊れてしまつて四億もかかったというお話、つまびらかに存じ上げませんが、それはむしろ、何というか、瑕疵の問題なんかもいろいろあるんじゃないかと思ひます。

一般的には、やはり数年置きとか維持点検のための費用はかかるわけでございますが、実は、下水道について一我々が今後真剣に考えなくちゃいけない問題は、まさに新しく投資するだけじゃなくて、財源がなくなる中で、維持、更新、改築、こういうものにお金がかかる時代になった。これは必ずしも下水道だけではございません、社会資本整備一般に言えることでございますけれども、こういうことも念頭に置きながら、やはり適正な

費用で管理できるような、地方財政に負担をかけないような、そのような技術開発を進めていかなければならないと思ひております。

○若泉委員 まだ質問がありますが、ちょっと時間がありませんので次に入ります。

下水道事業会計に対する一般会計繰入金の額等の状況について御質問させていただきます。

受益者負担の性質上、下水道事業会計総額に占める一般会計繰入金の割合はどうであるか。それは、過去と現在と比較した場合にどのような傾向を示しているか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○河野政府参考人 お答えをいたします。

下水道事業に対する繰り入れの状況でございますけれども、平成十五年度の決算で見まして、下水道の管理運営費、約三兆四千七百億円ほどでございますけれども、このうち、一般会計等からの繰入金が二兆一千七百億円ほどでございます。全体の六割強が一般会計等からの繰入金によつて賄われているという状況でございます。

ちよつと時系列的な推移については手元に資料がございませぬけれども、こうした比較的高い割合で推移をしてきているというふう存じております。

以上でございます。

○若泉委員 一般会計の繰入金のうち、使用者負担金の収入不足分を充当するための繰入金があると理解しておりますけれども、本来、下水道使用者が負担すべき費用に對しまして、一般会計からの繰入金がどの程度行われているのか、具体的なその金額は把握されておりますでしょうか。

○河野政府参考人 お答えをいたします。

下水道に要する経費につきましては、雨水については公費負担、汚水については私費負担、使用料負担という考え方を基本にいたしておりますけれども、先ほどと同様に平成十五年度の決算で申し上げますと、下水道の管理運営費のうち汚水処理経費が二兆一千四百億円ほどでございます。このうち使用料で賄われておりますのが約一兆三千

億円ほどでございます。全体の汚水処理経費のうち六割程度が使用料で賄われるのにとどまっているという実情でございます。

○若泉委員 下水道区域内の水洗化率は一〇〇％に至っていないというところでありますが、下水道への接続済みの者と未接続者との負担の公平の問題等を抱えることになりすけれども、下水道への接続を徹底させるためにどのような取り組み方針をとっておられますでしょうか。

一つは、わかりにくいところもありますが、幹線まではできている、それで、この下水道事業を認可しますときに、大体、認可されたときには一〇〇％下水道普及だというような数字に出ているんじゃないか。いわゆる幹線から引き込み線への接続というものの結構やっていないところが多いわけなんです。そういったもののいわゆる負担金を入れていない、入金していないとか、そういうことで相当赤字になっているところもあるわけですが、接続者と未接続者との差というのが非常に不公平なところだと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○竹蔵政府参考人 まず、下水道の接続状況についてデータをお話したいと思いますが、平成十四年度末における下水道が整備された区域内の接続率は平均で九一・四％でございます。これは全国平均でございます。実は供用開始されて三十年を越したというところでは九六％近くにありますが、供用開始後間もない、例えば三年以内ですと四一・四％ということで、下水道ができませんと、今先生御指摘のようにだんだんと接続されていくわけでございます。

ただ、下水道に接続されていない幾つかの理由がございます。例えば、生活が苦しいとか、それからもう家屋が老朽化しているとか、工事資金の調達が困難である等々、さまざまな理由があります。そのうち、経済的な問題についてどうしたらいいのかというお話になるわけでございますけれども、今先生御指摘のように、これは下水道で整備すると決めて下水道の投資を行ったにもか

わらずなかなか接続していただけないということになりますと、接続した人と接続していない人との負担の公平の問題もございまして、これは直ちに下水道経営上の問題にもなります。

それから、公共用水域の水質保全への影響の問題もあるということでございまして、実は、多くの自治体におきまして、水洗便所改造資金助成制度や水洗便所改造資金貸付・融資あっせん制度等々が行われております。これにつきましては、市町村が下水道処理区域内の便所の水洗化等に必要資金の貸し付けを行うための原資として起債が認められ、その一部は地方財政措置も講じられておる。

また、法律上の手段としては、未接続の者に対しては下水道の管理者は接続命令を発することができて、命令に違反する者として罰則ということまで決まっておりますけれども、そういう適用実績はないということもございまして、資金面の措置を通じて接続を推進する、また、住民の皆様方によく御説明をして接続していただくというようないことも大事ではないかと考えております。

○若泉委員 今資金面のいろいろな措置とおっしゃったわけですが、実は、それぞれの市の自治体を見ますと、幹線から引き込み線への接続をしていないのが五〇％ぐらいというのがある、実際に受益者として利用している人が少ないところがある、あちこちの自治体を調べますとあるんですね。

そうしますと、今おっしゃったように、幹線から引き込み線へ接続する場合にいろいろな資金的なバックアップをするということになると、現実的に、じゃ、どういったことがあるのかということなんです。例えば、家を一軒壊さなきゃ水洗化できないから接続できないとか、連機地域におきましては、家の一番奥の方にトイレがあるからなかなかできないとか、工事費がかかって大変だとか、そんなことを含めまして非常に厳しい状況にあると思えますが、それに対する資金をこれから考えていくということもございまして、その

辺、もう一回ちょっとお聞きしたいと思えます。

○竹蔵政府参考人 確かに、今具体的な例を挙げられましたが、例えば単独浄化槽が何で下水道につながないかという一つの理由は、単独浄化槽ですと、トイレとおふろと台所、別々のパイプになっていて、それをつなぐとすると駐車場を壊さなくちゃいけないとか、それから、今おっしゃったように、トイレが家の奥の方にあつて、大変工事に時間がかかるというように、いろいろな理由があると思えます。

それで、各地いろいろな努力をされておられます。例えばそういう工事をするために借入額二百万円まで必要だといったときには、そういう二百万円までにかかわる利子を上乗せして、それを利子補給するとか、それから上限二百万円で融資のあっせんとか、利子補給を一・九％するとか等々、その自治体のできる範囲内でのいろいろなことを考えておられますけれども、なかなかそれだけじゃ、借りるだけじゃだめで、お金が結局はかかるんだというように、なかなかつながらないというようにあると思えます。

○若泉委員 今、融資のこととかそういう例を挙げられましたが、実質的には、それぞれの自治体の市町村によつては、融資や利子の補給だとか、いろいろなことで推進しているところがあるんですね。

結局、幹線まで全部つくりましても、支線が利用者がいなくなったらコストが高くなるわけだし、いわゆる使用料を高くしなきゃいかぬということになりますので、その辺はこれからは時折、やはり各自治体にそういった指導と、また、今国ができることは、融資制度でも何でも、そういったことと対応できることはやってほしい、このように思っています。

あともう十五分しかございませんので、いろいろな質問がございましたが、ちょっとまたこの次に質問させていただきますので、とりあえずらせていただきます。

これはもう下水道事業を始めて三十年ぐらいたつてるところですから、どちらかといいますとメンテナンスの面ではうまくいっている。しかし、今後ランニングコストの面でどんどんどんどん金がかかるということと、それからもう一つは、税収が非常に厳しくなっている。一般会計の繰り入れができないとか、そういうような状況の中で、将来、使用料を上げたいけれども、使用料を上げれば住民が反対する。果たして、じゃ、どうしたらいいんだというように、結局、今の国の交付金だとかそういうものに頼っているわけなんです。

その実態を今ちょっと私は読み上げますけれども、これに対して答えてくださいと言いますと、この前、私は市の名前も言わないのに国交省はこの市へ電話をされて、若泉に何を言ったんだ、一体どういう書類を出したんだとか全部言われたらしいんですが、そんなことを言いますと私は相手に聞くことができなくなつてしまします。ですから、私はきょうここでそういった資料を提示する予定でいたんですが、その市に対して迷惑だったら悪いと思つて遠慮しているんです。今度はもつときついのをやりますけれども。

下水道事業会計への繰り出し金は、平成十五年までは十八億円程度であり、一般会計の約八・五％を占めている。平成十六年度からは資本費平準化債を借り入れ、繰り出し金の減額を図っている。平成十六年度で見ると、繰り出し金が十四億三千九百万円に對しまして交付税の算入額は十一億三千七百万円、約七九％が交付税により措置されている。下水道事業の借り入れについては、通常事業で元利償還の四五％が交付税算入されることになっておりますが、基準財政需要額の投資的経費の単位費用が下げられつつあるというのが現状であります。

平成十九年度以降は、住民税平準化に伴う、いわゆるフラットに伴う国から地方への税源移譲が本格化されると非常に厳しい状況になり、平成十九年度以降の地方交付税を含めた地方財政の中期

計画を早急に示してもらわないと、市の財政見通しが立てられない状況にある。こういう内容であります。

本来、事業費補正分は一般財源の総額とは切り離して確保すべきと考える。臨時財政対策債や減税補てん償などの元利償還の公債費の基準財政需要額についても同様と考える。

平成十五年度末で、公共下水道事業で四万七千六百九十九人、農排水で八千二百五十一人、合併浄化槽で三千三百三十七人、合計五万人が、全体の七五・七％が汚水処理の普及率でございます。

雨水排除施設の整備は、公共下水道事業による三排水機場の整備は済ませましたものの、老朽化の著しい排水機場の更新を初め、主要な幹線排水路の整備が進んでいないため、市街地での浸水被害が多い。特にこの前集中豪雨がありまして、相当な被害を受けております。

企業の業績の低迷により下水道使用料の値上げができない中、三位一体改革により、将来、起債の普通交付税措置がなくなることも予測されるため、今後とも起債の普通交付税措置の継続が必要と考える。また、世代間の公平を図るためにも、起債の償還期間、これは大事なことです。起債の償還期間を三十年から五十年に延長すべきである。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度では、補助金に関係する浄化槽法には排水の水質基準や維持管理の規定がなく、早急に国において罰則、こんなことは今度の法令にも出ておりますけれども、いずれにいたしましても、それと同時に、地域再生基盤強化交付金には道路と汚水と港湾の三分野しかなく、雨水整備の交付金制度が存在しない、都市基盤整備を考える上では非常に片手落ちじゃないか。そのような意見を言っておられます。

これに対して今一つ一つの質問はいたしません。が、こういう非常に苦しい自治体の状況は、日本全国の自治体で、まだ極めてこちらは運営上いいところなんです。が、もっともつとあると思うんで

すね。

そんなことを考えていきますと、今後、大臣にもお聞きしたいと思いますが、この状態でいきますと、今まで国からの交付税を頼りにしてきた、しかも市の税収は非常に伸び悩んで、一般会計の繰り入れもできない。そういう中で、今五％程度の使用料金を取っていますが、実際の市では使用料金がトン当たり百三十三円。実際の処理原価は三百四十四円です。ごらんのとおり、百三十三円と三百四十四円の差というのが交付金なり一般会計からの繰り入れなんです。

将来、下水の運営というのは大変なことになる。もし、国からお金が出せなくなる、そして税収の伸び悩みで一般会計からお金を出せなくなる、下水道の料金の使用料を上げることは絶対反対だ。というふうなところになった場合に、それとめてしまったら粗大ごみ化してしまうんですね。一体、将来どういうふうな国はお考えになるか。やはり長期計画でこういったことはしっかり考えていかないと、今の現状の下水道の処理場におきましては非常に厳しいものがあるんじゃないか。お答えいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。大臣。

○竹蔵政府参考人 まず一般論として申し上げますと、今先生が御指摘いただいたのは、もうかなり供用開始以後時間がたっているもので、うまくいっている方だ、それでもかなり大変だというお話でございました。

使用料の問題、住民の方が反対されてなかなか上げられないという状況、各地であるわけでございますが、やはり水道料金との均衡とか、そういう使用料水準の適正化ということも一つの手段だと思えますし、また、先ほど申し上げましたようなさまざまな手段による民間への委託によるコストダウン、これも指定管理者制度とか政府としてさまざまな工夫をして、自治体がコストダウンをすることが可能になるというふうなことになっているわけでございます。

水道の財政、非常に厳しいということでございまして、政府部内におきましては、今後の下水道財政のあり方につきまして総務省等とともに調査検討を開始した、六月から、今後の下水道財政の在り方に関する研究会、こういうような場で、今御指摘いただいたようなことを受けとめて、方策を出していきたいと考えております。

○北側国務大臣 今局長の答弁のとおりでございますが、一つは、やはり地方公共団体が努力をしてもらわないといけないところはあろうと思っております。使用料については、やはりこれは適切に設定していただく必要があるわけでございまして、そのためには、住民の方々によく説明をしていただく必要がありますし、また、先ほど委員おっしゃったように、下水道への接続率をやはり高めていかないと、いけないうえでございまして、そうした努力もしっかりとやっていただく必要がある。

また、今後、管理面、メンテナンスの面で、これは下水道だけじゃないんですが、さまざまな社会資本についてそういう維持管理費がどんどんどんどん高くなっていくんですね。これをどうしていくかというのは物すごい大きなテーマでございまして、ただ、そういう維持管理に向けてのコスト削減をしっかりとさせていきたいと思いますというふうに思っているところでございまして、そういう地方公共団体の努力、そして地方公共団体と国の方はよく連携をとらせていただいて、地方公共団体について支援をさせていただきたいと思っております。

さらに、根本的な問題は、三位一体改革の問題でして、これも下水道だけでは多分ないんだと思うんですね。昨年末に国から地方への税源移譲というところで合意を見たわけでございますが、じゃ、個別の地方自治体から見ただけで、補助金ではなく税源移譲は自分のところの自治体ではほとんどないよ、どうするの、こういう話はたくさんあるわけでございまして、私は、今後の三位一体改革、また引き続き議論がなされるわけで

ございますが、やはり今おっしゃった現実の下水道についての維持管理について、これだけ費用がかかってこれだけ足りないよ、じゃ、どうするか。今までは交付税で賄った、これ、どうするんですか、こういう現実の議論をしっかりしないといけないというふうな思っております。

いずれにしても、この下水道整備というのは、地方公共団体の努力が大前提でございまして、けれども、極めて重要な事業でございまして、私は、国といたしましては、補助金制度なり、また地方交付税措置なり、しっかりと支援をしていかなければならないというふうな考えております。

○若泉委員 大臣が今そのようにおっしゃいましたが、三位一体改革も非常に大きな地方いじめの政策になってしまっていますので、これは、地方分権に逆行するような形の中で、いわゆる所得税の移譲といながらも、実質的には、補助金とか、そういう交付金が削減されている方が大きい。そういう状況の中で非常に厳しい面があるのと、各自治体はこれによって地方財政計画が立てられないというふうな、さっきも言いましたように、平成十九年以降はちよつと立てる見通しが立たないというふうな状況でもありますので、十分に大臣の方でもまたお考えいただきたい、このように思います。

時間がありませんので、下水道事業団の理事がせっかとお見えになっていますので、一つだけ質問させていただきます。

今後またもっと細かく質問していきますが、私は、下水道事業団が計画、設計しますと高コストになるんじゃないかという可能性を感じます。実際、私は以前に、自分の町の下水処理場とか、そういうものの管渠、すべての設計見積もりをコンサルタントにかけまして、地方やまた国の物価版を見て見積もったところ、当時、平成九年でございましたが、下水道事業団から設計課長さんとか当時の課長さん、お名前は申し上げませんが、お二人見えまして、下水道事業団が出している単価は三〇％高いねと私が言いましたら、そのとおり

ですとにやつと笑ったんです。三〇%高い。

その内容でございますが、私はお聞きしたいと思いますが、下水道事業団の、事業団そのものの運営に對しましては恐らく国交省からも補助が出ていますと思いますが、同時に、事業団が今でも三〇%高いのかどうか。普通のコンサルタントにかけた見積もり、積算とは、事業団の方が高い。

以前に、こんなことは今ないと思いますが、私は建設会社にも関係してありましたので、また発注者にもなったのでよく聞いているんですが、いわゆる天の声なんというて、橋梁談合と同じように、事実を知っておりますけれども、どここの会社へこれを持っていきなさい、ああ、あれは理事長から、または理事からの命令であそこへ仕事をやらなさいかぬのだと。そんなことは今ないと思いますが、もしそういうようなことがあれば一つの大きな構造癒着という形の中で指摘される部分であると思います。

今私がお聞きしたいと思いますが、下水道事業団が一体何をやっているのか。そして、今申し上げましたように、そういったコストが我々が民間のコンサルタントにかけて積算したもののよりは三〇%ぐらい高かったというこの事実に對しまして、細かく言えと言えば今度調べて次の質問へ出しますが、とりあえず理事にお聞きしたいと思いますが、また、実務的にはどのようなお仕事をやっていらっしゃるかというのをお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、望月委員長代理着席〕
○松井参考人 お答えいたします。

三〇%高いというお話がございましたが、ちょっと詳細につきましては承知しておりませんので、直接そのことについてはお答えできませんので、御容赦いただきたいと思ひます。

私も事業団は、御承知のとおり、大きな仕事を三つほどやっておりまして、一つは、下水道の処理施設の大きな根幹的な施設の建設を公共団体から受託して、これを引き渡すという仕事でございます。それからもう一つは、市町村の職員を中

心といたします技術者の養成訓練、研修でございますが、その部分と、それから、先ほど来お話が出てまいりました技術開発につきまして、広く汎用性がありましてコスト削減に役立つ技術開発を、私も、技術開発部門として実施をしておるところでございます。

全国的に、大ざっぱなお話を申し上げますと、全国の処理場の約六割を私も建設したという実績がございます。お金で申しますと、とりあえず過去十年ぐらいを見ますと、受託の建設工事が約三兆円ぐらい、私も、公共団体から受託をしてやっておりますでございます。

高コストかどうかというお話でございましたが、私も、積算につきましては、必ずしも公共団体が御自分で発注するよりは高くなるといふうには考えておりませんで、一つの例でございしますが、私の工事費の積算につきましては、原則として、地方公共団体が採用しております積算の基準、単価、歩掛かり等を使用しております。特に機械設備とか電気設備につきましては見積もりをとる市町村のところも多いでございますが、私も一般的にそれよりは安い全国的な調達ベースでの私も独自の単価を持っておりますので、必ずしも積算上高くはないというふうに考えております。

また、御承知のとおり、工事に伴いまして管理諸費というのを、事務費をいただくわけでございまして、これにつきましても最小限のものというふうには私も考えておりまして、コンサルタントの積算より三〇%高いという、その内容はちょっと承知しておりませんが、一応考え方としてはそう考えております。

それから、別の面を見ますと、私も、市町村が下水道事業に取り組むときは、もちろん、計画、設計、それから契約あるいは工事の監督、いろいろな事務がありますが、私もこれを一括して公共団体から受けて、場合によっては会計検査院の検査も受けて引き渡しをするということになっておりまして、特に技術者の職員のいない公

共団体、特に中小市町村にとりましては、大変大きな要員確保の上の行政コストの削減ということに貢献をしているのではないかとこのように思っております。

それから、契約制度についてもお話ございましたが、私も、基本的には一般競争の入札、あるいは資格に該当した者は全員入札させる公募型の指名競争入札制度ということで、また契約の監視委員会等も設置しております。非常に透明性のある形で私も契約事務を執行しているというふうに考えておりまして、御心配の点はなからうかと思っております。

以上でございます。

〔望月委員長代理退席、委員長着席〕

○若泉委員 もう時間がありませんが、わかりました。公平公正な入札をされているということに關しましては実は不信を持っておりますが、私は直接いろいろと聞いておりますけれども、今度、この次の質問のときに具体的にまた申し上げます。そしてもう一つは、下水道事業団はもう要らないんじゃないかというような気持ちを私は持っていますので、これは国交省の中に下水道部としてあればいいんじゃないかというような考えも持っていますので、そういった考え方も今度またお聞きいただきましてお答えいただきたいと思います。

もう時間がございませんので、ちょっとだけ最後に申し上げますが、去年の予算と比較しますと、下水道事業は九一・二%、農業集落排水が八三・七%、合併処理浄化槽が六二・三%ということでございます。しかも、下水道、公共下水道事業はBODを一五ppmという基準を決めておりまして、そして合併浄化槽は二〇ppmというところでございまして、アユのすめる川をBOD三ppmというふうな普通は申しております。私も合併浄化槽を使っておりますが、合併浄化槽はBOD二ppmであります。

これは、いわゆる生活意識なんです。例えば天ぷら油を捨てないとか合成洗剤の悪質な有害物質

なものは捨てないとか、こういう生活意識というものに對する指導が国からあれば変わってしまうんだと思いますが、私は、そういう意味では合併浄化槽はともに共生して、機械に操られるんじゃないで、こういう意味では、私は、今後、合併浄化処理槽のさらなる発展と、またこれの利用が必要なんじゃないかというふうに考えます。

もう時間がありませんので、この次にまた一時間か二時間質問させていただきますが、そのときに申し上げますが、大臣に最後に、私は、今大体六〇%ぐらいの、七〇%と言いましたけれども、実質的には、実際の下水道の普及率は六〇%台だと思ひます。今でも遅くありませんから、それぞれ地方ではまだまだ土地をたくさん有効利用できるようにとがございまして、合併浄化槽の推進と同時に下水道事業として考える中でこれを行っていくことによりまして、国は非常に財政難でございまして、こういう中で、また地方は非常にこれから税収が厳しくなつてきます。そういう意味で、一般会計からの繰り入れとか、そういうものが非常に厳しい状況になります。こういったものにも対応するために合併浄化槽のさらなる推進というものを図っていただきたいということをお聞きしたいと思ひますが、大臣の最後のきょうのお考えをたださせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。このように思ひます。よろしくお願ひいたします。

○北側国務大臣 冒頭申し上げましたが、公共下水道でなければならぬというふうな考えでいるわけではございません。その地域地域の特性、状況に応じまして、その地域が選択をしていただく必要があると思ひます。しっかりと地方公共団体と私も、国は国で環境省や農水省ともよく連携をとり、また地方公共団体とよく連携をとって、その地域に一番ふさわしい整備手法でやっていけるべきであるというふうな考えであります。

○若泉委員 ありがとうございます。終わります。

す。

○橋委員長 中川治君。

○中川(治)委員 民主党の中川治でございます。

下水道の方の質問で、きょうは私の持ち時間は十一時まででございますので、余り時間がありませんが、あわせて、地元でいろいろございまして、まだしっかりと担当者の方と直接ほとんど打ち合わせをしておきませんので、きょうもちよつと大ざっぱに幾つかの点を確認させていただきたいと思ひます。それから、今、若泉先生の質問の中でありました幾つかの点について、私はちよつとしてこいタイプでございますので、確認をしておきたいと思ひます。

一つは、まず、私、これは二月でしたが、大臣に下水道の問題で総括的に一度お聞かせをいただいたことがあります。そのころから、ざつと今下水道整備で六六％ぐらい、全国で六六％ぐらい、実際に接続されているのは多分六〇％ぐらいだと私は思っているんですけれども、この六〇％にするために今まで下水道事業に費やされた国、地方自治体の予算はざつと七十兆円というふうに言われております。

まず最初にお聞きしたいのは、これからこの六六・七％、これは額面でございますね、整備区域が六六・七％ですけれども、実際接続されているのは、一〇％ぐらい、十分の一ぐらいは接続されていませんから六六です。これを最終的に国としては何％にするお考えなのかということ、もう一つは、そのために必要な総事業額というのは一体幾らなのか。

二月に聞いて、早う言うてなということですが、言うておつたんですけれども、最初は、計算できません、なかなか立ちにくい。概算でもええから出さぬと無責任やろうということ、どこまで続く道なのか、どこまで沈むぬかるみなのか全くわからないで、それぞれの政治家がその場その場でこの予算はオーケーというようにことをあんならさせるつもりかというふうな議論もしたことがございます。きのう、何かかなり遅うまで計算

をしてくれはつたらしいですけれども、言えるところまでどうぞ。

○竹蔵政府参考人 お答えいたします。

まず、国として今後下水道の整備の目標は何％か、それを達成するためには幾らかかるんだというお尋ねでございます。

汚水処理施設の整備については、先ほど御答弁申し上げましたが、平成七年以降は、都道府県の構想というものをつくつて、地域地域が地域の実情に応じて効率的かつ効果的な手法を選定するということを基本としておりますから、国として独自に整備目標値を設けているものではありません。

そこで、そういう前提で、今都道府県が考えられておる将来はこれを下水道にしようというところは、全人口に対しておよそ八八％、これは単純集計でございますけれども、八八％を下水道で整備する、こういう想定がございます。

それを前提に、それでは幾らかかるんだということでございます。

下水道につきましては、御承知のとおり、汚水処理以外にも、都市の浸水対策でございますとか高度処理による公共用水域の水質保全、それから汚泥等の活用等々多種多様な役割がありますから、そこを、汚水処理の部分のみを抜き出す必要があります。それから、汚水処理に限って見ても、家庭排水だけではなくて、学校、工場、事業場、こういう汚水がありますから、それも除くというふうな幾つかの前提を置いて計算した結果でございます。

そうしますと、浸水対策等に係る費用を除きまして、生活系の汚水処理の普及拡大、こういう点に限って幾らかかということでございますが、これも本当に大ざつぱなお話で恐縮なのでございますが、平成十四年度まで実施しました八次下水道整備七カ年計画、こういうマクロで見ますと、そういう生活系の汚水処理というのは投資額が十五・二兆でございます、この期間内の普及人口の増加、これは必ずしも全部接続しているわけじゃな

いんですけれども、千五百五十六万人。十五・二兆を使つて千五百五十六万人の普及人口の増加を図つたということで、割り算をしますと一人当たりは九十八万円ということになるという事です。この単価を使いまして、今後、先ほど申し上げました八八％という想定普及率にしますと、あと二千七百万人の方々に下水道で汚水処理をやつていただこうというふうになりますと、掛け算するとおよそ二十六兆円となるわけでございます。なお、このほか、下水道というのは整備した後またその機能の維持更新、先ほど御質問ありましたけれども、そういう費用もかかりますので、とりあえず八八％やるまで幾らかかるかということ、二十六兆円程度とお答えを申し上げます。

○中川(治)委員 いろいろとやつて、やつと出てきた。八八％というのは実は国の目標というふうな私がかたし二月に申し上げたら、いや、これは国の目標と違ひます、都道府県がやりたいと言つてはるものを足したらこうなつたんですというものが、下水道事業団何かのホームページに載つてある数字ですね、八八％。

もう一つは、この数字がひとり歩きしたら困りますので、私は批判をしておきたいと思ひます。今初めて聞いた数字ですから。

要するに、今までのもので十五・二兆円で千五百五十六万人をやつた、だから一人頭九十八万円だ。これから六七％を八八％にする、わずかに二％ですけれども、これから始まるころはみんな山間部なんです。だから、下水道間の距離が二倍とか三倍とかというところから市町村は突入していこうかどうかと思つて悩んでいるんです。こんな数字で済むはずがありません。

だから、二十六兆円というふうなことは、もう委員会、議事録に残りますけれども、聞かなかつたことにおきまして、一遍計算しましよ。私も私でちよつとチームを組んで、専門家を連れてやつてもらつています。それで私はあちこちで、多分五十兆円はいくはずだ、こういうふう

に申し上げております。今おたくのころの予算で七千億ですから、さあ、いつまでかかるのかなという思いがしております。少なくとも六十年から七十年ぐらい、まあ市町村の負担もありますから、それにしたつて五十年たつても下水道事業は、都道府県の構想は終わらないなと。

ただ、私は、本当に数字をやつていないのかな、無責任じゃないのか。本当に八八％という目標を定めるのであれば、ほかのところはもうちよつとはつきりしていますね、道路さんとか港湾さんとかもうちよつとはつきりしておるんじゃないですかね。なぜこうなのかなというのがよくわかりません。二十六兆円以上、私はほぼ五十兆円ぐらいまでいくだろうなというふうに思つております。いづれにせよ、もう少し厳格に一定の方向というものを示す必要があるのではないかなということ、私はまず申し上げておきたいと思ひます。

八八％ということで、これは最近下水道部の皆さんはよく言われます、市町村が選択したんだ、市町村の判断なんだと。先ほど若泉議員も言われましたように、残念なことに、下水道計画というものを見直します、あなたのところの村、下水道整備から外して浄化槽にかえまつたということ、は、先生方も御存じの方たくさんおられると思ひますけれども、これは首長さんとしてなかなか言えないんです、物すごい勇気が要るんです。しかも、はつきり言うて、各県も国も下水にさわるなと言つてどうも指示が出ておるんですから、私はそう思つておりますが、なかなかこれはプレッシャーがかかつてできないんです。

ですから、結果的には、私は、地元の御判断でというのは縮小しない逃げ口上になつておると違ひかという思いがあるんですけれども、これは、大臣、どない思ひますか。

下水道は文化ということじゃなくて、やり方を変えようよということ、やはりこのまま突入したら市町村の財政はもちまへんぜ、それから、市町村財政が破綻せえへんかつたら下水道料金は三倍、四倍、これから始めるところやつたら五倍ぐ

らいに上るんですよということをセツトで説明して、もうちょっとやり方を変えませんかということ、やはり各省が首首そろえて国民にメッセージを送るぐらいのことを本来すべきではないのかなというふうに私はずっと思ひ続けております。

やめるのは首長が悪いのと違うんやということの説明してあげないと、変わらない、とまらないんです。大臣、どうでしょう。

(委員長退席、山口(泰)委員長代理着席)

○北側国務大臣 先ほどの御質問にもお答えしたんですけれども、何が何でも下水道じゃなきゃいけないというのは、全くありません。そういう意識は全くないです。そこは明確にさせていただきたいと思ひます。

先ほど竹歳局長の方から少し紹介していただきましたが、あれは三年前の夏だったと思うんですけれども、官邸で、当時、シーリングに向けての会議がございまして、ちょうどこの時期でございまして、私、当時、党の政策責任者、政調会長をしておりましてので、私の方からこんな発言をさせてもらったんです。

それは、そのとき総理もいらしたつたんですけれども、これから、今、合併浄化槽の機能というのが特に最近すばらしい機能を持つようになつてきてまして、公共下水道じゃなきゃいけないというのではないと思ひます、むしろ早く、できるだけ安くやるのが大事なわけですので、そういう意味では、合併浄化槽について、もっと活用していいんじゃないでしょうかという発言を私はしました。しましたら、いつも余りそんな反応しないんですが、総理は反応されて、いや、そのとおりだ、ぜひそれをやるべきだと。

そういうことで、各都道府県において、今までの計画をもう一遍見直してからおう、ここは下水道でやるというふうに決めたところについても、もう一遍、都道府県で、各市町村でその辺の計画について見直しをきっちりやつてもらいましょうということ、見直しをしたんです。

それでもまだ不十分かもしれません。今おっしゃったように、首長からすると、公共下水道はやめて合併浄化槽にするなんてなかなか言いにくいんだというお話、確かにそうかもしれません。そういう意味では、国の方で、環境省や農水省とも連携をとりながら、しっかりとその辺の宣伝といたしますかはしていきたい。

ただ、最終的には、この下水道整備というのは、やはり地方の仕事でございまして、地方が責任を持ってやつてもらふ必要があるわけでございまして、最終的には地方がやはりきっちり責任を持って判断をしていただく必要があると思ひます。

もう一点だけ補足しますと、下水道には、合併浄化槽だと集落排水にはない重要な機能を持っているところもあるんですね。都市の浸水対策という面では、御承知でしょうけれども、大阪ではなにか大放水路というのがございまして、あれがあるおかげで大阪市内の浸水がどれだけ助かっているか。あれは下水道整備ですから。

そういう意味では、安全面とか、それから高度処理はこれからしっかりと進めていく必要がありますし、合流式下水道の改善もせなけませんし、そういう意味では、環境面とか安全面では、やはり下水道の持っている意味というのは非常に大きな意味がありまして、そこはやはりきっちり役割分担をしながら進めさせていただく必要があるというふうに思っております。

○中川(治)委員 大臣がおっしゃられたのは、私は全く否定をするつもりはございません。私も、なにか放水路も、それから、これは河川局ですか、寝屋川地下河川、てくてく中を歩いたことがございます。ごつついもんやなというふうにも思ひます、そういうことによつて低湿地帯の水害が減ってきたということも含めて。

ただ、生活排水処理のあり方という問題については一つの大きな曲がり角だということ、それと、大臣がそういうことをおっしゃった、そういう気持ちを持つてはいるということは私も、この間

も言いましたけれども、府会議員の、当時は府会議員でしたから、政治家として一番はつきりと言わはつたのは北側大臣やつたなというふうに私は今でも思っておりますし、そういう意味では、あれが一つの大きなきっかけになっているということとは、私よく承知をしておるつもりでございまして。

ただ、具体的な問題について、曲がりそう曲がらないところがいっぱいあるということを、それを一つずつとめ金を外さないとならないんですというところを一つ申し上げておきたい。

それは、先ほど申し上げた、やはり下水道は文化や、下水、あんなのところは計画を変えて外しますというふうな言つと、地元の町会長がわつと来て、次、おまえを応援せえへんぞというふうな話になつて、それにみんなびびつてもうて言うに言えないということ、言わぬでも、どつちみち工事はできへんから、まあええかというふうなもので、ずるずるといくというのが一つあるんですね。

そういうものが、やはりずつと計画として生き残つていくんです。その辺はどう脱却するかということ、またこれは改めて議論をしたいと思ひます。

もう少し法的な問題でいいますと、事業認可区域、下水道には、整備が終わつたところは整備区域、それから、整備区域を含めて事業認可区域ということ、事業をやりますよ、やつてもいいですよというのが事業認可区域、それと、さらに広い全体計画区域というんですか、これは環境省と国交省とで言い方が違ひますのでよくあれなんですけれども、広く分けて三つあるということでございます。

事業認可区域というもののについての基準を、ちよつと局長。

(山口(泰)委員長代理退席、委員長着席)
○竹歳政府参考人 今、先生おっしゃいました下水道の事業認可区域、下水道事業計画区域でございしますが、この基準でございまして。これは、一定

の期間内に確実に下水道の整備が可能な区域を決めるということとを基本としております。

一定の期間とは何ぞやということになるわけでございますけれども、平成十三年度以降は、五年から七年という運用の目安にしております。それまでは実は五年から十年ということでございましてけれども、それでは長過ぎるというふうな御批判もいろいろありまして、平成十三年度以降は、我々の運用の基準としては、五年から七年に確実に下水道が整備される区域というのを認可区域、事業計画区域と呼んでおります。

○中川(治)委員 事業計画区域、どつち、事業認可区域でいいですかね、事業認可区域というのは、要するに、今後五年ないし七年で工事が終わる区域、これは事業認可区域と。全体計画区域とかという、さらに広い、先ほど言ひましたら、八八%に当たる地域というのがあります。

問題は、大臣も多分御存じだと思いますけれども、環境省がやっています市町村設置型の合併処理浄化槽、この浄化槽の設置は事業認可区域外ということになつております。要するに、あともう五年か七年でできるんやから、市町村設置型の浄化槽というのはかなりの国費が入つていますから、国費がグブつたらいかぬから、ここはつくつてはだめということになつていいます。

私は、本当に、一つは、疑い深い人間ですから疑ひますのは、最近、この事業認可区域が急速に広がりが過ぎていっているのとちやうか、五年から七年でほんまに終わるんかという思ひがあります。

それともう一つは、市町村の公共下水道の事業認可区域というのは、かなり厳密に申請をされていいます。局長もよく御存じだと思います。本当に五年ぐらゐで終わるような、要するに、各市町村が自分のところの懐を計算しながら、毎年十億で五年間で五十億、ほんならこの辺までやなと。そうすると事業認可を打つというのが、公共下水道の市町村のやられる事業認可区域というのは大体そんなやり方が多いんです。

困つたことに、都道府県の場合の、特に流域の

下水道の場合ですけれども、この場合は、要するに、背骨一本びゅうっと通してしまおうたら、それでその区域全部が合併処理浄化槽はだめということになってしまふんですね。背骨は確かに五年か七年で工事は終わりますけれども、大阪なんかの場合は、その背骨に接続をする公共下水道の整備をするんですね。これは必要に応じて工事をやっていくわけですね、枝葉については、これは、五年から七年で実際に接続というところまでいかなんじやないか。

つまり、流域下水道の事業認可区域も含めて、全部市町村設置型はだめだというふうにしてしまふと、十年たっても十五年たっても、ひょっとしたら二十年たっても下水が来ないのに合併処理浄化槽はだめだと言われてしまふ可能性があるという事ですけれども、局長、どうですか、具体的な問題ですか。

○竹蔵政府参考人 御指摘のように、現在の流域下水道の区域というのは、とても五年や七年ではできないところもたくさん入っております。

これはなぜかという、例えば、流域下水道の制度ができる前から、実は大阪府は、非常に熱心に、この流域下水道という仕組みに四十年来取り組んでこられたわけです。そのときには、今後はここは流域下水道でやるぞと広く網をかけた。ところが、当時はまだ浄化槽に対する国庫補助の仕組みがございまして、それから、流域下水道の区域が広いから浄化槽の補助がもらえぬというふうな話はなかったわけですね、ございますけれども、平成三年度に浄化槽に対する補助制度ができた。そうすると、今先生が御指摘になったように、そういう、下水道でやると決めたところに二重投資になるような国庫補助は出せないというふうな仕組みになってしまつて、過去の広く指定してしまつたところが残ってしまったということです。

これは、先生、大阪府会議員のときから大変この問題を御指摘されて、大阪府の方では、できるだけ現実合うように、この事業、流域下水道の

区域を狭める努力をしてこられたこともござい

○中川(治)委員 いや、流域下水道の事業認可区域だということ、かなり、五年ないし七年で工事が終わらない地域を囲ってしまつてい

○竹蔵政府参考人 我々も、先生御指摘

○中川(治)委員 要するに、流域の場合、流域の事業認可区域というふうにやつた場合は、最終的に地元の市町村が公共下水道をまた整備する

私は、環境省の方には、流域下水道の整備区域じゃなくて、市町村の公共下水道の整備区域というふうに法律を変えろというふう

そここのところは実は大事なところだと私は思っております。事業認可区域というのは五年ないし七年という事で

それも含めて、そういうところは、先ほど若泉さんからありました、暫定的に単独浄化槽オーケーなんです

それは、先ほど、大阪府会議員のときから大変この問題を御指摘されて、大阪府の方では、できるだけ現実合うように、この事業、流域下水道の

み取りですから、よそへ持つていきますから、まだ流れないんです。一番悪質なのは単独浄化槽なんです。ですから、できもしないのに大きく囲えば困るほど、単独浄化槽がはびこる可能性もあるんです。減りそうでもないんです。単独浄化槽の二千万人ラインをなかなか割らないんです。どうなっているのかと私は思っています。でも、ようやく、大体くみ取り式が二千万を切り

その辺をやはりきつと、私は、本当に五年ないし七年でできる地域に区切るということ

○竹蔵政府参考人 私どもも基本的には同じ考えで、公共団体に對しましては、事業認可の区域を現実のもの

○北側国務大臣 私は全く同感でございます。予定の期間内に整備が困難というのであれば、その区域の縮小を含めた区域の見直しを

この点も踏まえまして、さらに検討していきたいと思

○中川(治)委員 もう一つだけ、ぜひ数字を出してくれという

要するに、一つは、お願いしたのは、下水道の全体計画、八八%という地域の中に、今現在、合併処理浄化槽が何基あるかは人分あるかという

○竹蔵政府参考人 国土交通省として全体を把握する

○中川(治)委員 非常にもいろいろ数字です。百三十八万基、多分平均四、五人というふう

大臣、これは、平成十五年末の合併処理浄化槽は何万人あるかとい

ひとつおきまして、先ほどありましたように、単独浄化槽を下水

市町村は、情けないことに、実績を上げようとするかどうかという

一本つないだらおしまいなんです。もう全部、三

つつないでありますから。だから、業績を上げようとしたら、合併浄化槽をつぶしに行ったら、早う件数をふやせという職員は、情けないことにねらいに行くんです。これが現実なんです。

だから、私は、こんなむだなことはもうやめようよという思いがありまして、これはどうせいかというふうなきょうは申し上げませんけれども、こういうことの結果、いろいろなむだがあるということでごさいます。最後に大臣一言でも、きょうは五十分というふうに言っていますので、堺市が美原町と合併をされました。美原町に巨大な団地が、さつき野でしたかね、巨大な団地があります、五千戸ぐらいの団地やと思います。

生活排水処理、下水道がゼロだったところが、町長さんがその大型合併処理浄化槽にほこつとつないただけで下水道普及率が一遍に四〇%に上がったんです。ただ、この大型合併処理浄化槽は焼も窒素も除去するということでもない優秀なもののやつたんですけれども、五千人分の大型合併浄化槽は憤死しました。

私は、こういうことが続かないようにぜひ一定のルールを各省連携をとって御検討いただきたいな、そうでないこと、情けないことに、現実がそんなんだということをひとつ、そういう現実もあるということをごさいます。御理解をいただきたいと思ひます。

最後に、大臣のお考えを一言だけお聞きして、もう退席していただいて結構です。

○北側国務大臣 大事な御指摘をいただいたと思っております。これからはそんなむだなことはできないわけでごさいます。特に汚水処理という意味では、できるだけ早く、そしてコストを安く仕上げていくということが一番大事なことでと私は思ひます。

そういう意味で、今おっしゃったお話につきましては、まず一つは市町村が見直し、これはできるわけですね。だから、市町村がしっかりそういうむだなことをしないように見直してもらわなといけないわけです。そういうことをしっかりと

私どもの方も指導をしてまいりたいというふうに思っております。そのルールについても検討させていただきます。と思います。

○中川(治)委員 もう大臣、どうぞ行っていたいて結構ですから。ぜひこれは御検討いただきたいと思ひます。

お待たせしました部長さん、私は、四月に「月刊下水道」というものを見まして、「下水道の攻めて攻めて攻めダルマ」、勇ましい論文ですわ。今の委員会での議論も含めて、部長、やはり私はこれは書き過ぎやと思ひます。どこを攻めるんですか、何が不満なんです、言ってください。

○谷戸政府参考人 お答えいたします。「攻め」という言葉を、それは論文といひますが雑誌のインタビューに答えたものだと思いますが、象徴的に、攻めるということを使っておりますけれども、その趣旨は、行政課題に取り組む姿勢といたしまして、能動的に、ポジティブに、みずから考えて、真摯に、前向きに課題の解決に努めるという意味でごさいます。先ほど、若泉委員の方からも、結果を見てではなくて予防措置をとるというようなこととおっしゃいましたけれども、まさにそういう意味で申し上げているものでござい

ます。

下水道につきましては、先ほど大臣も申し上げましたように、汚水の整備だけではなくて、浸水の防除、また公共用水域の水質保全でござい

ます。安全、環境と非常に多様な分野にまたがります。多様な機能があるわけでごさいます。こうしたものを国民の方々に十分理解をしていただい

てい部分があるのではないかと、こういうものを、やはりきちっとした下水道の機能を情報を広く発信いたしまして、ポジティブに対応していくべきではないかということで申し上げているものでござい

ます。

今回の下水道法の改正におきましても、広域的な浸水対策でござい

ます。高度処理の推進でござい

ます。高度処理の推進でござい

ます。高度処理の推進でござい

ます。高度処理の推進でござい

なものでしかつくっていきませんけれども、計画としてはやはりかなりばかどかいかいものに、過剰になっているんじゃないのかな。

私の住んでいる地域の府の下水処理場なんかは、当初目標六十万、六十万です。処理能力。今はまだ二十万あるかないか、十数万しか処理場としてはい

ないんですけれども、当初目標六十万なんです。これはおかしいなと思つて、この下水処理場の守備範囲のすべての水道利用量と井戸水のくみ上げ量、全部やってみたら二十万と一

万トン、要するに二十一万トン。ところが、下へ行くところ、雨水は入ってきません。こういうものが、私はこれを議会で見直せと言つたら、一発返事で四十三万トンまで減りました。もう一回見直せと言つて府議会議員をやめて、今は、ひよつとしたら、ほつとしてはるかもしれないけれども。

全国で下水処理場、これについて一遍きちつと総点検をしていただいたらこれは一万トンにつき五億円とか何とか、五億円じゃないですよ、ね、もつと非常にお金がかかるんです。この価格が適正かどうかということも含めてこれはチェックをせないかぬのやと思ひますけれども、莫大な費用がかかってくるはず

です。

先ほどの二十六兆円の中でも、下水処理場の費用はどこまで入っているのかということもあれですけれども、一遍きちつとせよ御検討いただきたい、徹底的に調べていただきたい。それで、また一カ月後ぐらいに資料をいただいて、どうあるべきかということをおもひも考えてみたい、そんなふう

に思ひます。

今ので、局長、何かあります。か。

○竹蔵政府参考人 右肩上がりの時代から人口減少社会ということでごさいます。過去につくつた計画の中にそういう過剰なものがあるというやうな御指摘がございましたので、我々も勉強、調査してみたいと思ひます。

○中川(治)委員 ひとつよろしく願ひします。

それから、先ほど若泉先生も言うてはりましたけれども、これは実際にあるんですね。あなたのところ、あの先生にどんな資料を渡したんや、もう地元の役所に聞いてもらわぬでも、我々に言うてくれはたら全部資料お渡ししますから。それだけでみんな現場はびびるんですよ。びびらして、るんかなという思いもしますし。

私たちの生活排水ワーキングチームの勉強会にある府県環境の課長に来てもらいました。そうしたら、同じ土木の人から、おまえ、民主党の議員に何を言いに行ったんじや、おれらは本省からえらい怒られたわと。こんな話もあつたんですよ。

あんまりばたばたせぬと、ちゃんと冷静に議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

終わります。

○橋委員長 葉梨康弘君。

○葉梨委員 どうもおはようございます。自由民主党の葉梨康弘です。

最前、民主党の委員の方々から多方面にわたつてこの下水道の質問がなされておつたわけですから、まだまだいろいろと質疑をなされたいところがあるようで、多分会期延長してでも一般質疑をしたいということなのかなというふうに聞いておりました。

私は、法律に基づきまして、本法案の概要、下水道法の改正ということについて、いろいろと地元の例を引きながら御質問をしたいと思ひます。とんとんと議論を進めていきたいと思ひます、二十分しかございません。

まず本法案ですけれども、三つの柱があります。雨水の流域下水道制度、これの創設、それから下水の高度処理の効率化、そして事故時の報告の義務づけということですが、その①と②、雨水流域下水道制度、それから下水の高度処理、これについてきょうは質問させていただきます。まず私の住む取手市なんですが、私も今消防団

の分団員をしております。参議院では内水、外水という形でいろいろと議論がございました。私は消防団に入るときに、取手は内水が大事だからなというのを消防団長から言われまして、うちの方の地元では内水、外水と言ふものですか、その言葉を覚えていたのだと思ひます。

台風になりますと、利根川が非常に増水いたします。したがって、利根川の主流から支流への逆流を防ぐために樋管が閉じられます。そうなりますと、我々消防団員が泊まり込みでその樋管から水をかき出すわけです。だんだんだんだん水が貯水池にたまつてきますと、ポンプで強制的に吐き出す、そういうような形で大団年に何泊かすることになってまいります。これ自体は下水というわけではないんですけれども、こういった内水被害で、私どもの取手市でも、平成十年には住宅地でありまして取手市の中央タウンというところでも浸水被害が発生しております。

取手市自体は下水道の普及率自体は六一・六%、全国平均を下回っておりますけれども、茨城県の平均よりは高うございます。ただ、都市浸水の達成率は二一・六%、さらにこれは全国平均の五一・二%や県平均の五〇・二%、これを大きく下回っております。私自身も下水道による浸水対策の推進は急務というふうに認識しております。

そして、さきの参議院でも、外水の管理は河川行政、内水の管理は下水道行政という議論があつたところなんですが、そこでまず第一の質問なんです。

このような水路の面から見れば、確かに下水道の重要性というのは大事だと思ひます。ただし、やはりここで考えなければいけないのは、昭和二十二年に雨水のうち五〇%が土に浸透していたのに、昭和六十三年には二五%しか土に浸透していない、これは都市部です。それだけ下水道に対する負荷がかかっているという問題なんです。ですから、片っ方で下水道を整備するというのも大事なんですけれども、雨水の浸透対策、これをしっかりとやっていかなきゃいけないだろうという

ふうに思ひます。

私たちは今クールビズということで、この温度も二十八度にしてゐる。国会もあるいは官公庁も、まず随分と始めよということ地球温暖化対策をやっているわけなんですけれども、特に公共施設、そういったものをつくるときに、例えば浸透性舗装の研究をするとか、あるいは公共施設、箱物をつくるなどの、例えば浸透とか雨水の浸透対策、こういったものも積極的に進めるべきじゃないか、そういう考えを持っておりますが、竹蔵局長から御見解を伺いたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 御地元の取手のように急激に都市化が進んだところでは、とにかく汚水処理を力を入れて、今御指摘のような都市の浸水対策の方は後回しになっているという現実があるかと思ひます。

そういう中で、今お話ございましたように、都市化に伴つて、短時間に雨水が流出するというのがいろいろな原因になるということでございます。このように河川や下水道で雨水を速やかに排除するということだけではなく、浸透させるというようなことが内水被害軽減の観点から重要であると考えております。

下水道の事業におきましては、貯留浸透施設を整備するだけではなく、宅地内における雨水貯留浸透施設の設置に対する助成、それから大規模な施設として学校等の公共建築物の敷地、こういうことを活用していくことは非常に有効であると思ひます。現実にも、全国の各地で、例えば都市再生機構の住宅のところではこの雨水浸透工法を採用しているところはたくさんございまして、国土交通省としても、こういう貯留浸透施設、こういうことを応援していきたいと考えております。

○葉梨委員 ちよつと官公庁の関係、一言、つまり、そういう住宅関係ではなくて、公共施設、箱物関係、一言ちよつとつけ加えてください。

○竹蔵政府参考人 公共建築物の整備に当たりましては今の御指摘が大事だと思います。私

ども新世代下水道支援事業制度等モデル事業というように、こういう雨水貯留システムについても支援できるという仕組みになっておりまして、こういうものを活用していきたいと思ひます。

○葉梨委員 はい。ありがとうございます。

ぜひとも、まだまだこれからだと思ひますが、この雨水の浸透ということ、これやうていかないと、雨水というのは川に流すのも大変なんですけれども、やはり土に戻すということが大変大事だと思います。ですから、これを一生懸命やっていくことがまたヒートアイランド現象、こういったものの防止にも私自身はつながっていくんだらうというふうに思ひます。

またさらに、今の下水道については、汚水はそれぞれ自己負担ということでお金を払っているんですが、雨水については全部公共の負担ということになります。ところが、農地なんかは土ですからいいんですけれども、宅地になりますと、片っ方で自分の持っている宅地を全部コンクリートで覆つてしまつたような方と、片っ方で、これは税制の優遇なんかは多少はあるにしても、一生懸命浸透升をつくつてみたり、あるいは緑化をやつてみたりという方と、全然これは下水に対する負荷が違ふんですね、これは雨水管に対する負荷が違ふんですね。そうなりますと、ちよつとこれは不公平じゃないかなという感じが私自身持っております。

ですから、今もちよつとお話ありましたが、助成補助あるいは税制面ということだけじゃなくて、やはり今後の課題としては、民間の建築物についても雨水の浸透施設、こういったものを、できるだけその設置の義務づけということについても検討して、みてはどうかというふうな考え方を持っておりますけれども、御見解を伺いたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 雨水については公費負担ということでございます。民間の開発の中で雨水浸透施設、こういうものが整備されていきますと、

それだけ下水道への負担も軽減されるということ
で、こういう政策を進めていくことが大事だと思
います。

そこで、義務づけでございすけれども、一つ
は、特定都市河川浸水被害対策法、四月一日に鶴
見川の流域で初めてこれが指定されましたけ
ども、こういうところで田畑を宅地として開発す
る、こういう雨水浸透阻害行為に対しては、雨水
貯留浸透施設の設置の義務づけということが導入
されたところでございす。また、各戸の排水施
設につきましても、雨水の貯留または浸透の条例
による義務づけということが可能となっております。

したがいまして、この特定都市河川浸水被害対
策法に基づくそういう運用の状況等も踏まえまし
て、私権制限のあり方等を総合的に勘案して検討
を進めていきたいと思ひます。

○葉梨委員 それぞれの住民、住宅を持つ者が、
やはりそういうことも考えていくという意識づけ
というのは私は必要かなというふうに思っており
ます。

そこで、この法律に戻りますけれども、我が茨
城県、現在七つの流域下水道があります。この法
律によって創設されます雨水流域下水道というの
は、今の流域下水道の区域ということじゃなく
て、現在、公共下水道をやっているところを雨水
管を通して流域下水道でやるところだろうと思
ひますけれども、なかなか、流域下水道という
頭がぼつとあるものですか、地元でいろいろ話
してみても、この新しい法律というのは、今ま
での流域下水道の区域についてやるんじゃないか
みたいな誤解もございす。読んでみればそのとお
り、誤解はないんですけれども、しっかりこの制
度の趣旨というのを徹底していく必要はあるだ
ろうと思ひます。

そこで、ぜひ自治体への周知徹底をお願いし
たいということ、また、本年度、具体的にどの程
度の事業規模で、どのような効果をこの雨水流
域下水道について考えていらっしゃるか、お答え願

いたしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 雨水流域下水道につきま
しては、複数の市町村にまたがって雨水対策をやる
いうこととございす。

先ほどお話がございましたように、急激な都市
化が進んだようなところでは、公共下水道でと
にかく汚水対策を先行しているところ、や
はり都市化の進展に伴って雨水対策が必要だ、後
でやるといふときに、関係市町村の足並みがそろ
わないということになりますと、せっかくこの制
度をつくっていただきましたも実効が上らない
という問題がございす。

したがいまして、本制度の積極的な活用につ
いては公共団体の方々に十分意義とか効果を理解し
ていただく必要があると思ひておりまして、今
後、機会あるごとに周知を図るとともに、ガイ
ドライン等の整備を通じて積極的な活用を支援して
いきたいと思ひます。

予算の関係でございすけれども、現在、この
制度の活用を要望を調査しておりまして、今のと
ころ二十程度のところで手が届いているという
ことで、まだ制度が具体化していないものでは
から、予算要望という段階には至っておりませ
んけれども、この法律をお認めいただきましたら、そ
ういう作業に早速取りかかりたいと思ひます。

○葉梨委員 汚水対策をずっとやってきた都市に
ついて、やつと振り返ってみたら、この浸水対策、
非常に大事なことですので、ぜひともそこ
ら辺のところ、各自治体とよく御相談に乗って
いただきたいと思います。

雨水の関係ですけれども、浸水でなく、ちよ
つと水質の問題になります。合流式の下水道改善事
業について、一つお尋ねをしたいと思ひます。

我が茨城県、いずれも私の選挙区外なんですけ
れども、土浦市、水戸市、ひたちなか市の三市が
合流式の下水道、これを有しています。これは、
強い雨のときには雨水と汚水がともに公共用水域
に流れ出してしまふ、そういう意味で根強い不安
があります。特に、当県は霞ヶ浦という日本第二

の湖を抱えております。土浦市から流れ出る雨
水、汚水一緒になった水が霞ヶ浦に流れてしま
う、非常に水質が悪くなるんじゃないか、そうい
う不安を住民たちは持っている。分流化すればそ
れはもうあんないんでしょけれども、なかなか
分流化というのは、コストの面からしても、ある
いは都市のつくり方の面からしても非常に難し
いところがある。

そこで、この合流式下水道の改善事業につ
いての国土交通省の取り組み、これをお伺いする
と、分流化だけが解決策じゃなくて、終末処理
場のキャパシティの増大、雨水滞水池の設置、
遮集管の敷設、そういった対策によって十分分
流化と同等の水質の保全が可能であることを住民
に對してわかりやすく説明していただきたいとい
うふうに思ひますけれども、竹蔵局長から御見
解を伺いたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 御指摘のように、霞ヶ浦のよ
うな閉鎖性の湖沼につきましては、この水質の問
題というのは大変大きな問題でございまして、合
流式下水道というのは、降雨時にまぎって一挙に
公共用水域に出るということで、大変大きな問題
です。

そこで、今、合流式下水道というのが全国で百
九十一都市ございす。これにつきましては、原
則十年以内に合流式下水道の緊急改善を図りた
い。

ただ、今お話ございましたように、これを本
当に二本ずつ管を入れるとなると大変でござい
ますから、いろいろな手段をもつて、分流式をや
つたのと同じような効果があるような対策を講
じていきたい。社会資本整備重点計画におきま
しては、十五年度末のこの改善率一五・三%で
ございすけれども、これを四〇%にしたいと思
ひます。

そして、住民の方々の御理解をいただくとい
うことが極めて大事でございまして、各都市では、
事業計画の策定に当たりましては、地域住民の方
も含んだアドバイザー会議を設置するとか、改善

計画について広報誌やインターネットで公表する
とか、それから、オイルボールの漂着回数がこれ
だけ減りますとか、それぞれの指標を作成するな
ど、住民の方にわかりやすい事業の進め方を勧め
ていきたいと思ひます。

○葉梨委員 さっきの合併浄化槽の話もそうなん
ですけれども、やはり住民の方に技術的な話もよ
くわかりやすく説明していくということは非常に
大事だと思ひます。下水道、なかなか、この問題、
国を責めるというよりも、基本的には自治体の責
任だし、それからもう一つは、住民がどこまで納
得していただけるか、これがやはり私自身は非常
に大事な問題だと思ひます。ですから、そう
いった形で技術的な周知というのは、意外とこ
の問題については大切なかなというふうに思っ
ております。

そして、土浦市から排水が流れ込みます霞ヶ
浦、我が国第二の淡水湖です。この水質の浄化は、
茨城県にとつては県民的な課題です。今回の法改
正で下水の高度処理の促進が図られること、私自
身、大変に結構なことだと思ひます。このスキ
ムを有効に動かすために、やはり関係自治体が多
岐にわたるだけに、それぞれが、今言いました下
水の高度処理の効果、技術的な効果は何か、ある
いは、みずからの自治体で得る便益は何かとい
うことを科学的に理解して調整を図る必要があ
るだろうと思ひます。

そこで、下水の処理というと、私の素人考え
ですと、地先の水面だけがきれいになるんじゃない
か、そういうような考えを持つ。ところが、聞い
てみますと、霞ヶ浦自体は風で相当水がまざるん
です。それから、下水の高度処理という概念自
体は、地先水面よりも、より沖合において効果を
発揮するものだといふような説明を聞いて、これ
だったら、私たちの霞ヶ浦でもぜひとも導入して
いきたいというふうな思った次第なんです。で
から、そういった素人考えの誤解というのは意外
とあるものですから、よく関係自治体に真の理解
を深める努力をお願いしたい。

それから、これと関連してなんですが、参議院の質疑において、高度処理の費用負担についてのガイドラインを作成する、そういった御答弁があったかと思えます。下水の高度処理については、各自自治体に必ずしも高度の専門的な知識があるというわけではありません。やはり個別的なアドバイザー、先ほど申し上げました、それぞれの自治体が、それぞれの住民がどの程度の便益を得るんだということをよく科学的に周知していただいて、その上で適切な費用負担、それから事業の促進を図るようによく御相談に乗っていただきたい、そのように思いますけれども、国土交通省から御見解を伺いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 高度処理の推進により、閉鎖性水域の富栄養化、これを防止することが非常に大事になっております。

今御指摘ございましたように、窒素や磷の削減というのは、必ずしも、地先の河川等の水質改善に目に見えてわかるわけではない。赤潮とか青潮が出て、おお、全体が富栄養化しているんだとかかる状況でございますので、地域の流域の公共団体や住民の方々にとってわかりやすいような、高度処理の水質改善効果を定量化して示すとか、そういうような努力を我々はしていく必要があると考えております。

また、費用負担について新しい仕組みをつくっていただきたいということになっているわけでございますが、お話のように、中小の市町村には技術者がいなかったり、ノウハウの蓄積がないといういろいろな問題がございます。我々いたしまして、この費用負担の考え方についてのガイドラインとか、さらには個別に地方公共団体に對しまして技術的なアドバイザー、こういうことも差し上げていきたいと考えております。

○葉梨委員 最後に御質問いたします。

霞ヶ浦に流れ込む汚水としては、下水道だけじゃなくて、集落排水とそれから浄化槽があります。集落排水についての高度処理というのは農水省の形になりますし、また時間もございませ

できません質問いたしませんけれども、ただ、今回の地域再生法の中でも、集落排水、それから浄化槽、それから下水道、一体的、有機的に整備をしていく、そういうことがとられる形になったわけですが、流路計画において、窒素、磷、それの削減計画をつくっていく。その中でしっかりと勘案していただきたい要素としては、その地域における農業集落排水、漁業集落排水もありますけれども、それから浄化槽、そこら辺の窒素、磷の処理状況、そこら辺もしっかりと勘案して流路計画をつくる。その中で、全体としてどのような計画を有機的にやはりつくるような取り組みをしていただきたいというふうに考えております。

そこで、国土交通省の方から、流路計画、それぞれの自治体、都道府県になりますか、つくるに当たって具体的な指導をお願いしたいということをお願い申し上げたいと思いますが、局長から御見解をお願いしたいと思います。

○竹蔵政府参考人 閉鎖性水域に對します窒素や磷の負荷、これは下水道が約半分でございます。

東京湾では窒素が六五％、磷が六〇％、下水道によりまして、実はそのほかにも、農業や畜産等による汚濁負荷という問題がございます。

茨城県は全国第二位の農業県で、豚、そういう畜産も盛んであるということで、この問題に取り組むためには、都道府県におきまして関係部局間で調整を図って、施肥の適正な管理、畜産排水の処理、泥のしゅんせつ等、水質保全のために講じられる下水道以外の多様な施策、こういうものを勘案して、下水道整備のマスタープランでございします流域別下水道整備総合計画を策定してきていますところでございます。今後、都道府県に對しまして、下水道以外の対策も踏まえて流域別下水道整備総合計画の策定を行うよう、引き続き助言、また技術的ガイドラインを示して、公共団体への支援を図っていききたいと考えております。

○葉梨委員 大変切実な問題です。ぜひとも自治体、それから住民の方々とよくまた御相談に乗っ

ていただくこと、このことをお願い申し上げます。て、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○橋委員長 佐藤茂樹君。

○佐藤(茂)委員 公明党の佐藤茂樹でございます。

下水道法の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。

もう同僚議員から相当時間をかけて御質問がございましたけれども、何点か質問させていただきますが、まず、下水道法第一条の「目的」に三つの目的が書いてございまして、一つは都市の健全な発達、二つ目が公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全、この三つが書いてあるんですが、もう少しまとめますと、下水道の役割として、一つは安全、もう一つは環境面、こういう役割を今まで果たしてきたし、これからも果たしていくのであろう、そのように私は考えておりますが、きょうはお時間をいただきまして、二つの面それぞれについて御質問をさせていただきます。

一つ目は、都市部における浸水対策の強化ということにつきまして御質問をさせていただきます。都市を浸水被害から守るといのは、私は、下水道の最も基本的かつ重要な役割の一つであろう、そのように認識をしております。先ほどからお話がありましたように、近年では、都市化の進展に伴いまして雨水の浸透量が減少いたしまして、局所的な豪雨の増加等に伴って、短時間に大量の雨水が流出する結果、都市部における浸水被害というのが大変増加しております。

実は、特に昨年も台風が観測史上最高の上陸数であったということとあわせて、局所的な集中豪雨というのにも年に相当ありました。そのことから、相当な被害が全国で発生している。例えば被害者自体も二百名を超える、そういう被害者も出ているというように聞いておりますけれども、国土交通省から資料をいただきまして、私もはたと

驚いた数字は、昨年の数字はどけておいて、平成五年から十四年までの全国の水害被害額の合計額が二・四兆円、そのうち、内水による被害というのがだけ見ても一・一兆円。要は、水害全体のうちの内水による被害、雨水などの浸水などの内水の被害だけでも一・一兆円ということは、四六％を占めているんですね。

私は、この水害の半分近くが内水による浸水被害であるということに對して、看過できない状況であらう、やはりここに早急に対策を打っていかねばいけないのではないのかな、そのように考えておるわけですが、まず、昨年の台風等、また集中豪雨等による全国の内水被害の状況をどのようにに国土交通省として把握されているのか。さらに、近年の浸水被害の現状の認識につきまして、国土交通省の見解を伺いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 昨年の被害について内水被害がどれくらいあったかというのは、実はまだ整理中でございます。今ここで御報告できる段階ではございませんが、先ほど御指摘ございましたように、十年間で四六％、ほぼ半分が内水被害だということでございます。

そこで、国土交通省では、社会資本整備重点計画の中におきまして、床上浸水、これは床上と床下で全然被害が違いますので、床上浸水を緊急に解消すべき戸数を平成十四年度の約九万戸から十九年度には六万戸に減少させるという目標を掲げまして、河川行政と連携を図って、下水道の整備を促進しているということでございます。

具体的には、下水道の管渠やポンプ施設による雨水の排除に加えて、雨水貯留浸透施設を組み合わせる総合的な浸水対策、また、今回の法改正でお願いしております雨流域下水道の創設、こういうことが非常に役に立っているのではないかと考えております。

○佐藤(茂)委員 ぜひ昨年度の内水による被害の状況、また把握できましたら別途御報告をいただきたいと思うわけでございます。

その上で、今お聞きしましたように、都市部に

おける下水道の整備による浸水被害の防止というのは喫緊の課題であろう、私はそのように考えておりましたが、今回の法改正は一步前進だと思っておりますが、しかし、一方の河川の洪水対策というものと比較した場合に、この都市の浸水被害を軽減するための措置というのはまだまだ不十分だ、私はそのように考えておりましたが、都市で生活をしたり仕事をされている方というのはもう大変な比率を占めるわけですが、その方々の安心、安全の確保に向けて、ハード面、ソフト面を組み合わせた総合的なそういう浸水対策を推進していただきたい、そのように思うわけです。

そこで、具体的なお聞きをしていきたいと思うんですが、まず、都市の浸水対策に対応する法律面の不備というのが一つ問題としてございまして、今論議している下水道法というのは、あくまでもこれは施設計画の目標となる降雨規模に対し適切な能力を持つ施設を設置、管理することにとどまっております、目標となる降雨規模を超える降雨等が原因で実際に浸水被害が生じた場合の対応については何ら規定されていないんですね。まず、下水道法の現行の限界はこれです。

よく出てくるのが、水防法というのがあります。しかし、これは河川のとときに機能しているわけございまして、この水防法というのは、第一条の「目的」で、水防の対象が洪水、高潮による水災と規定されておまして、都市に降った雨水というものによる浸水というものについてどうなのかというものは明確に位置づけていないんです。だから、下水道法も水防法も、都市の浸水に対して今のところ何ら規定していないわけです。

現行法で唯一ここに該当する部分というのは、平成十五年に制定されました特定都市河川浸水被害対策法というのがあります、これが、都市部を流れる河川の流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがある場合に、そういう河川管理者、下水道管理者等が連携し、総合的な浸水被害対策を講じていくことが制度化された。先ほどありました、ことしの四月一日から鶴見川

がそういう川に制定された、そういうことなんです、今お聞きしますと、しかし、鶴見川をしょっぱなとして、最終的には三十から四十の都市部の河川の地域だけを今想定されているということでありまして、今言いました特定都市河川浸水被害対策法でカバーできる範囲というのは、一定の要件を満足する地域のみに適用されるものでありまして、その要件に該当しない、そういう都市部の地域については、ここについても、地下街を抱える地域というのはほとんどどんどんふえてきているんです。

しかし、そういうものにはやはりしっかりと下水道による浸水対策を講じなければならぬ地域というのはいま全国にあまねく存在するわけで、そういう全国の都市部の浸水対策に対応するような法律をきちんと整備することが必要ではないか、そのように私は考えるんですが、国土交通省の見解を伺っておきたいと思っております。

○竹蔵政府参考人 都市部の浸水対策につきましては、河川と下水道、また土地利用面の対策も含めて、ハード、ソフトを組み合わせて総合的に取り組んでいく必要があると思っております。

今御指摘がございましたように、平成十五年に特定都市河川浸水被害対策法というものができました。ただ、今御指摘がございましたように、これは地域が限定されている、日本じゅうが都市化をしているという中で地方都市においても地下街が発達している、この内水対策と申しますか、こういうことについて新しい法律的な手当てもすべきではないかという御指摘でございます。

下水道につきましても、今いろいろ、ソフト対策として、ハザードマップを策定して公表するとか雨水レーダーを活用したりリアルタイムの情報提供などが想定されるわけでございますが、河川の治水対策と比べますと、内水のハザードマップにつきましても、都市に降った雨水の複雑な動きをシミュレーションする、こういう技術がまだまだ不十分ではないかと考えているところでございまして、現在、まずこういうソフト対策を支える

ような技術について、下水道政策研究会の中に委員会を設置して検討しているということでございます。

御指摘のように、河川については、近年、さっきの特定都市河川でございましてか水防法とか、次々と手が打たれているわけございまして、私たちもそれにおくれをとらないように制度的な整備も進めなくてはならないと考えておりますが、今申し上げましたように、技術的に解決すべき問題も数多いということで、まずこういう技術的な側面から勉強を深めてまいりたいと考えております。

○佐藤(茂)委員 ぜび、私は、都市においては、直下型地震とともに、この浸水被害というのは年々ふえてきているわけで、そういう法の網をしつかりと、浸水対策に対して対応する法律をつくるということをやつていく必要があると思っております。

その上で、法律ができるまで待つておつたのでは、これはもう全然間に合わないわけで、今局長の答弁にもありました、ことし、河川の方は、国交省としても、昨年の災害の教訓からさまざまな対策が行われています。例えば、総合流域防災事業を創設したり、中小河川の堤防脆弱部の強化、特に中小河川にまで洪水ハザードマップの整備をしなさい、そういうことも国交省の目玉政策の一つとして今回言われておるわけですね。私は、そういう意味では、ハード、ソフト対策について、洪水対策については非常に進んできたなど。しかし、雨水の浸水対策に対して、やはり、法律の整備を待つ前に、まず行政的にできることはどんな手を打っていただきたい。

きょうは、実は、大阪府が独自に出しておりますハザードマップにつきましても、皆さん方のお手元に資料を出させていただきました。これはだれでも取り出せます。大阪市のホームページから出しました。これはコピーでございまして、カラーでないのが残念なんですけれども、色つきで出てまいります。

これは大阪の一番中心であります大阪駅周辺、梅田駅周辺なんですけれども、大体、色のついていないところは、実は黄色い色がついておりまして、黄色い色というのは、平成十二年の東海豪雨並みの雨が降ったときには大体五十センチ未満の区域になるということになっていっているんです。ちよつと濃いところ、阪急の梅田駅周辺なんというのは大体一メートルぐらい浸水してしまう。ここは地下街が非常に発展しているところなのでたちまち被害が多分大きくなるだろうということについて、大阪は何も繁華街だけじゃなくて、大阪市は二十四区全部に対して行政でこういうハザードマップをつくっているんです。

大阪市というと、ことしは職員の厚遇問題等で年頭から余りええ話題を振りまいておりませんけれども、こういうことを行政としてしつかりとやっているとこもある。

これを見ていただいたらわかるように、下とか右の方に、住民の皆さんに、収容避難所であるとか災害時連絡先一覧というものをしつかりと載せておりまして、浸水の深さの目安というのがこの地域は大体どれぐらいになるのかということに関して、住民に対して情報提供しているわけでございます。

私は、聞くところによると、東京も、全部じゃなくて十区ぐらい、この千代田区を初め十区ぐらいはこういう対応をされているというふう聞いています。ある線引きは必要だと思ふんですが、都市部についてある程度、大阪市のよう雨水などの内水に対するハザードマップということをもつと推進していくべきではないかな、そのように考えるんですが、日ごろ北側大臣をしつかりと支えていただいております蓮実副大臣、意気込みをお聞かせ願いたいと思ふます。

○蓮実副大臣 実は、全国の比較的人口規模の大きい都市を対象にアンケート調査をいたしました。都市の集中豪雨により浸水、いわゆる内水のハザードマップを策定、公表しておる都市

は、回答がありました七十二都市のうち、東京二十三区あるいは大阪など八都市でありました。このように、内水のハザードマップの策定、公表は進んでいないのが実情であります。

地下に張りめぐらされた下水道管の中や地表面を流れる雨水の複雑な動きをシミュレーションするには高度な技術が必要であるために、このように進んでいないというのが現状であります。

このため、国土交通省としては、全国に配付できる高度なシミュレーションを開発し、そのために必要なデータを蓄積するなど技術的な検討を行っており、できるだけ早期に成果を得たいと考えております。

本年二月には、学識者あるいは地方公共団体等に参加をいただいて委員会を設置いたしまして、内水のハザードマップを含め、都市の総合的な浸水対策などについて検討しており、近々取りまとめたいたいただくことになっております。これを受けて、都市の浸水被害軽減にさらに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○佐藤(茂)委員 ぜび、こういうハザードマップの一つの例でございしますが、できるところからしっかりと推進をしていただきたいなど。都市の住民というのは昼間人口だけ見るとまたさらに非常に多いわけございまして、対応をできるだけやっていただきたいというふうに思います。

残りの時間、もう一つの問題であります高度処理の積極的な推進で一つだけお聞きをさせていただきますかと思うんですが、先ほど来出ております下水道の普及というのは量的拡大の面だと思っておりますが、高度処理の普及促進というのは質的向上の面だ、そのように思うんですね。

この質的向上の状態が今、世界的に見てどうなっているかというと、日本は全国平均一二・二%、世界の先進国のスウェーデン、フィンランド、ドイツという八〇%を超えた国から見たらはるかに低い。さらに、アメリカ三四%、カナダ三三%、イギリス二四%と比べても半分以下である、こういう状況なんです。

その低い状況の中で、今、高度処理の普及率を全国都道府県別で見ますと、全国一二・二%の中で突出して、唯一欧米の先進諸外国に肩を並べるのが、滋賀県の七四・七%、そういう率なんです。続いて、実は大阪府の三九・一%、京都の三五・一%。高度処理の状況というのは今こうなっているんです。

これは、国の水質環境基準より一段と高いレベルを目指しているマザーレーク琵琶湖を抱える滋賀県と、その下流水を使っている大阪と京都もその影響を受けて、相互に啓発されて高度処理レベルというものが上がっているということが言えるんだらう、私はそのように思います。

私は、昨年大臣政務官をさせていただいておりましたときに、世界水フォーラムのフォーアツプの会合というものに出させていただきました。そのときに世界の専門家なども来られていましたけれども、改めて滋賀に行かせていただいて、この先進的な取り組みの熱心さに驚かされたものであります。

今、滋賀県は、さらにこの高度処理から一歩進んで、超高度処理への取り組みというものを実証実験されたり、さらにもう一つは山寺川市街地排水浄化対策事業と銘打って、市街地の屋根とか道路に堆積した、要は屋根の粉じんとか道路上のタイヤの粉、そういう汚れが降雨時に琵琶湖へ流入する、それが汚濁の原因である、そういうノンポイント汚濁という要因を言われているんですけれども、そういう負荷を軽減する取り組みまで一歩進んでされている、そういうふうにも伺っているんです。

私は、このような先進的な取り組みというのは多分滋賀だけではなくて、先ほど葉梨先生が質問された茨城なんかもそうされていると思うんですが、財政難の折に、公共用水の水質の保全、そういう目的に向かって熱心に積極的に手を打っている、そういう先進的なモデル事業というのは、国としてもできる限りの支援をしていくべきであるというように私は思いますし、もつと大事なな

は、ほかの地方公共団体、いろいろなレベルがあると思います、そういうところに、その取り組みに関する情報というものをしっかりと発信して、他の都道府県、地方公共団体もきちつと啓発する、そういうことも必要であると思います。さらに、

先進的なモデル事業のデータとか経験というものを活用しながら、国土交通省としても国としての施策にしっかりと生かしていただきたい、そのように思うんです。

そのことが、全国的に今一二・二%と低迷している高度処理の推進につながっていくのではないかと考えますが、国交省の見解を伺いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 御指摘ございましたように、滋賀県では高度処理を超えた超高度処理施設の実証実験とかノンポイント汚濁負荷削減のための先進的な取り組みを行っておられまして、国としてもこれを積極的に支援しております。

今回の法律改正におきまして高度処理をより早く、より安くできるような仕組みを導入していただきますと、これを周知徹底していくということとあわせて、滋賀県の今のような先進的な取り組み事例を全国的に紹介して、閉鎖性水域における総合的な水質保全、こういうことを支援していきたいと考えております。

○佐藤(茂)委員 冒頭申し上げましたように、下水道というのは安全面、環境面で国民生活にとって大きな役割を果たしていると思っておりますので、ぜひ目標を高いところに持って着々と進めていただきたいことをお願い申し上げます、質問を終わります。

○橋委員 今、暫時休憩いたします。
午前十一時四十二分休憩

午後零時十一分開議
○橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。穀田恵二君。

○穀田委員 国土交通省にいただいた資料により

ますと、浸水被害額のうち内水被害額の割合が、全国レベルでは四六%が内水被害とされており

す。そこで聞きたいんです。特に東京や京都など、大都市圏におけるその割合はどうなっているかという点についてまずお聞きします。

○竹蔵政府参考人 東京都について申し上げますと、内水被害が八〇%、十年間の合計で約一千億でございます。

○穀田委員 ほかの三大都市圏はわかりませんか。

○竹蔵政府参考人 今、手元にございません。

○穀田委員 いずれにしても、全国平均を大きく上回って東京などは八割だ。私は、私自身も驚いたわけですが、それほどまでに内水の被害が大きいということは、大都市部を預かっている行政の方々と、そして住民に正しく認識されているんだらうかということに危惧を覚えるんですね。その認識がなければ対策に本腰が入らないからです。先ほど副大臣が答弁に立っていらして、お聞きしていると、国土交通省が行った、都市化の進んでいる都市を選定してアンケート調査を行ったと言われました。参議院の質疑でもこれらのことが語られているのですが、回答を寄せた七十二都市のうち、浸水想定区域策定の予定がない都市が三十二もあるとありました。それらの都市は浸水被害が一度もなかったところなのかどうか。

もう一つは、なぜこれほどまでに、事態が重大であるにもかかわらず、想定した予定なしと平気で、平気で言ってしまうと失礼ですけども、答えているのか。その辺の討論といえますか、話し合いというのをされて、どんな理由だと考えているのか。報告を願いたいと思います。

○竹蔵政府参考人 この内水のハザードマップの作成の予定がない都市の中には、もちろん水害を今まで受けた市も多数ございます。それで、なぜ今その内水のハザードマップをつくる予定がないか、アンケートでは直接には確認しておりませんが、次のような理由が考えられます。

一つは、現在のシミュレーション技術では公表にたえうる十分な精度が望めないのではないか、それからもう一つは、シミュレーションの再現性をチェックするのに必要な水位や浸水に関するデータの蓄積がない、シミュレーションモデルに組み込む管渠等のデータの電子化が進んでいない、このほか、内水のハザードマップをどのように活用していくのか十分議論がされていない、そのような理由が考えられます。

したがって、国土交通省といたしましては、こういう技術的な心配が各地から寄せられているわけでございますので、全国に配付できる高度なシミュレーション手法を開発して、そのために必要なデータを蓄積する、そういう技術的な検討をまず進めたいと考えております。

○穀田委員 私、いろいろな資料をいただいたんですが、確かに技術的資料も大事なんですけれども、例えば浸水対策小委員会、ここでやっておられるんでしょう。その中で書いているのは、例えば、十年確率だとか五年確率ということと物事を考えたんでは住民もわからない、だから現実には、いつあつた浸水でということとわかりやすくしようという話をしてはるわけですね。

だから確かに、今局長がおっしゃったように、高度なシミュレーション、それから技術的な問題というのはあるんだけど、そうではなくて、例えば地方自治体で聞きますと、やはり同じ十年確率、五年確率という話をしてるんですよ。だから、実際に検討されている国土交通省のその知恵を出したただけで、別にできると思うんですね。そういうことをすべきだというのが第一なんです。

それと、私が考えていますのは、二年前、特定都市河川浸水対策法が制定されました。その際、「都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害が発生し、中は略しますが、「浸水被害の防止が市街化の進展により困難な地域について、河川管理者、下水道管理者等が連携し総合的な浸水被害対策を講じていくことが制度化された。」そ

してさらに、「下水道により浸水対策を講じなければならぬ地区は全国に存在する。このような背景から、今後より一層、下水道による浸水対策を強化していく必要があるが、これもちよつと略しますが、「まず法目的に下水道の役割としての都市の浸水被害の防止について明確に位置づける必要がある。」このように実は、下水道政策研究会法制度小委員会が提起しているわけですね。私が言っているのは、やはりこういう下水道法上の位置づけを明確にすること自身がそれを促進することになると思うんですね。

参議院でもいろいろ局長が答弁されていますけれども、私は、どないしたらこの問題について促進できるかという立場からすれば、法制度小委員会で議論されたわけだから、しかも、その結論があつたわけだから、法にもそれをきちんと入れるということが、進める一つの大きな足がかりになるだろうと思うわけなんです。

同時に、これは下水道部がつくっている「都市を浸水から守る下水道」という小冊子です。この中に「都市に降った雨(内水)の排除は下水道の重要な役割だ、こう書きまして、その中に、内水による浸水、やはり下水道による対策が必要である」と書いてあるわけですね。

だから、そういうことからしますと、どうしても私は、制度的位置づけ自身をきつちりすることがそれを促進することになるんじゃないかということだけ提起しておきたいと思ひます。

二つ目に、先ほど少し局長からお話ありましたけれども、ハザードマップの問題と内水浸水被害について聞きます。

私は、四月の委員会でも、水防法改正に関連してハザードマップの質疑を行いました。その際、わかりやすい基準とわかりやすい行動の示唆ということを提起しました。内水被害を想定したハザードマップを作成するに当たつての基本的考え、これは、先ほどあつた技術的云々かんぬんというんじやなくて、現実既にできているものがあるわけですから、その辺の基本的考え方についてお聞

きします。

○竹蔵政府参考人 内水による浸水は、河川堤防の決壊に代表されるような洪水はらんと比較しまして、一般的に浸水面積が小さく、また、浸水の時の水の流れも穏やかでございます。

ただ、内水による浸水でも、地下街やビルの下空間におきましては人的被害が発生する危険性が高く、洪水ハザードマップと同様に降雨時の避難を目的とするハザードマップが必要と考えられますが、通常の市街地では、内水はらんにによる浸水時に建物と離れて避難することは必ずしも適切な行動とは言えないと言われているところがございます。

また、内水浸水は外水はらんにより発生頻度が高く、市民生活、企業活動に密接にかかわりを持つなど、内水被害を想定したハザードマップは洪水ハザードマップと違う目的でやはりつくつていかなければいけないということでございます。

そこで、国土交通省としては、本年二月に設置した委員会におきまして、今申し上げましたような基本的な考え方を含めまして、内水のハザードマップの作成方法や利用方法についても検討を行つて、適切な内水ハザードマップの作成を促進していきたいと考えております。

○穀田委員 どうも最初の、河川と違って穏やかという話は、実は参議院でも同じような議論が outcome して、局長がそういう発言をしたときに、ひたひたと来るといふ話で、それ自身は耐えがたい事態もつくられていふこともあつて、そんなに、来方は穏やかか知らなければ結構大変だといふ話をしていたので、そこは一言言つておきたいと思ひます。

私は、そこで、水防法で河川の関係の義務化したハザードマップとの一体化がよいのか、それとも、今お話のあつたように、違う目的でつくつても、目的の違いもありまふから、そういう浸水想定区域だけがよいのかという点は、もう少し住民の意見を求めて具体化するべきだと思つていふところなんです。その点では、小委員会で行われている

議論の中でも受け手の側の立場に立つてという議論をされていますから、それはそうだと思うんです。

ただ、現実には、作成されているハザードマップの中では、例えば私が住んでいます京都なども出しています。それはこの間もお示ししたわけですが、見ますと、「市内を流れる主要河川を対象に、大雨による河川の氾濫を想定した浸水区域や深さを示し、水災害からの避難についてまとめたものです。」こう書いていふように、先ほど副大臣が答えになった二三区と大阪など八都市を除けば、こういうことを、やはりつくつたというものもこれは河川のはらんにによる洪水ということを設定していますから、私は、さらに踏み込んだ努力が必要だと考えています。

先ほど来、穏やかに浸水してくるといふても、その心得が大事でして、対応としてどのようなことを想定しているのか。

そして、現実に内水被害に遭つたときの対応でいいますと、私どもの京都なんかでも起きているのが、やはり水が浸水してきて、電話をしようと思つたりするんだけど電話はもうつながらないということ、ただじつと待たざるを得ないというのが結構あるんですよ。それと、災害に、内水被害に遭つた際に、では消毒はどうするのかなどというのが徹底されていない。

つまり、このことが起こつた際にどう対応すべきか、どこがやってくれるのかということを初めとした周知徹底などはどのように考えているのか、議論をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○竹蔵政府参考人 内水による浸水は、ひたひたと来るといふ特徴がございしますが、参議院のときにも御議論がございしましたが、平屋に、一階建ての家に住んでおられる高齢者、障害者の方々、そういう方が二階に逃げられないというようなことについては、地下街と同じように、やはり避難をどうするかということもきちつと考えていかなければいけない場合だと思ひます。

これらの地区については、あらかじめ対応策を

講じておくことが必要でございますし、危険箇所や避難ルートを示す、それから行政や地下街管理者等が協力して避難のための情報提供をして、住民が自主的に避難できる体制を日ごろから整えておくことが重要だと思います。

また、避難する必要のない場合における対策としては、地下施設等においては水をとめる止水板の設置や施設の耐水化、土のうの設置、また、宅地においては浸水時の土のう設置や宅地のかさ上げなど、こういうものがございまして、リアルタイムの降雨情報提供や内水ハザードマップの公表の促進等が必要である、このように認識しております。

○穀田委員 都市部というのは、例えば今お話あった対策はどうしても必要ですが、私が言っていますのは、例えば京都の場合でも、いわゆる北部の方などといえますと、連絡方法を無線だとかいろいろ、有線もやっています。ところが、今度は逆に真ん中の都市部になりますと、連絡方法自身がなかなかうまくいかないというのがあるんですよね。そこを考えてやっていただきたいと思っています。

それで、私も、都市における浸水被害の原因というのは、国交省も認めるように、都市化が原因だと。ですから、だとすれば、無謀な都市開発を進めてきた今までの開発路線といえますか、民活路線ということを反省することが根本だと私はあえて指摘しておきたいと思うんです。

ただ、同時に、河川や下水といった枠を超えた総合的な対策が必要なのは言うまでもありません。そこで、二つだけ聞いておきたいと思うんです。ここで大臣にお聞きしたいんですが、緑地をふやす等、雨水のそういう浸透の面積をふやす施策、雨水の調整池、公園や公共施設の表面貯留と地下貯留、貯留管の整備など、さらに、各戸の排水設備に貯留浸透機能を付加する、いわゆる住宅用の貯留浸透を積極的に推進すべきではないか。だから、総合的な対策について大臣、その前に、住宅用の貯留浸透について局長にお尋ねしま

す。

○竹蔵政府参考人 都市の治水対策は、河川、下水道のみならず、雨水貯留浸透、こういうことが必要であるわけでございまして、御指摘のとおり、各家庭における貯留浸透を積極的に推進することが重要です。これまでも、助成制度を設けて各戸における貯留浸透の推進を積極的に図ってきているところでございます。

○北側国務大臣 都市部の治水対策につきましては、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策が重要であるというふうに考えております。したがって、河川管理者と下水道管理者が緊密に連携協力しなければならぬというふうに考えるところでございます。

これまでもさまざまな取り組みをしておりますが、例えば横浜の、新横浜のすぐ駅のそばのグラウンドがありますね。鶴見川のところですね。あそこはサッカー場のところを、下のところを水が入るようにしているわけですね。これは河川でやっているんですが、一方で、同じ、関連する鶴見川流域で、横浜市の新羽末広幹線、新羽雨水調整池、こういうところは下水道整備を通じて水をためるというようにもやっております。

こういうぐあいに、河川管理者と下水道管理者がよく連携をして総合的な治水対策をすることが都市部においては極めて重要であると考えております。

○穀田委員 あと、高度処理の関係について一問だけ。
閉鎖水域における環境基準の達成率は依然として低いです。霞ヶ浦や琵琶湖などにおいては、下水道の普及率が大きく向上しているにもかかわらず、環境基準である化学的酸素要求量、いわゆるCOD、わずかずつであるが上昇しているわけですね。このことは下水道の高度処理だけでは問題が解決しないことを示すものだと思はれています。

高度処理の普及が閉鎖性水域の水質改善にどの程度寄与するのか。それともう一つ、高度処理の

処理レベルをどの程度として想定しているのか、その処理レベルは公共用水域の水質と比較してどの程度か。この点、簡潔にお答えください。

○竹蔵政府参考人 閉鎖性水域に対する下水道からの窒素、燐の負荷というのは半分強ということでございますから、その他の政策も総合的にやらなくてはならないという点が一つございまして、それから、具体的なお尋ねとして、高度処理によつてどれぐらい改善するのかということでございます。

窒素についてはまず申し上げますと、流入する水の全窒素の量が四〇ppmでございます。これが、二次処理だと二〇ppm、高度処理だと一〇ppmになります。それから、燐について言うと、流入する水の燐の量が五ppmですが、これが、二次処理で二から三、高度処理をすると〇・三から〇・五となります。

これが河川の水で十倍に希釈されるといたしますと、ほぼ公共用水域の水質と同程度になります。が、若干高い。琵琶湖のように超高度処理をする、かなりのところまで、希釈しなくても高い効果が出てくるということになります。

○穀田委員 時間が来ましたので終わりますけれども、ただ私は、その処理施設だけでなく、結局は、住民の理解と努力、お互いのそういう啓発なしにはできないんだということだけ言っておきたいと思うんです。

大臣は、下水処理と下水再生水としての有効利用のことについて言及してはりました。私はこれはとても大事だと思っておりますけれども、やはり二十一世紀、水の時代とも言われ、水不足の時代とも言われる。こういう中で、雨水の自然還流などを考えると、降った雨水を山林や緑地で貯留し有効活用、そして浸水対策などの水行政について、本当にこれは、上流から下流までという言い方は悪いですが、そういうことを含めた総合的な施策をやらなければならない。

しかも、大臣はいろいろ言っていますから、治水対策ということも含めまして、それは活用でき

ると。そうなりますと、ダムの建設の抑制にもなる。そういうことも含めてあえて言っておきまして、質問を終わります。

○橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○橋委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。
下水道法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○橋委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○橋委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、衛藤征士郎君外三名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。金田誠一郎。

○金田(誠)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付してあります案文の朗読をもつて趣旨の説明にかえることといたします。

下水道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 下水道事業を取り巻く厳しい財政・経営の状況に鑑み、国、地方公共団体等の役割分担を明確にするとともに、事業の重点化・集中化を図りつつ、総合的なコスト削減に取り組み、将来の受益者の事業費負担について情報公開等により積極的な周知を行い、効率的な

下水道の整備・普及に努めること。 二 汚水処理施設の整備について、国と地方公共団体の財政負担を考慮し、下水道以外の汚水処理施設の特性を踏まえ、かつ地域の特性に応じて適切な役割分担をした効率的な整備が進められるよう、地方公共団体に対する積極的な情報提供及び支援体制の充実を図ること。 三 雨水流域下水道について、流域における一体的かつ効率的な浸水対策を推進する観点から、河川事業との連係を図りつつ、関係都道府県及び市町村による十分な協議に基づき、適切な規模の事業計画となるよう地方公共団体に対する助言、指導等を行うこと。 四 高度処理に要する費用を関係地方公共団体が共同で負担する制度の導入に当たっては、当該費用負担の算定方法等に関するガイドラインを策定すること等により、費用負担の公平性及び円滑な合意形成の確保を図ること。 五 公共下水道における水質規制措置の充実により、下水道管理費の増大を招くことがないよう、地方公共団体に対して、必要に応じて、下水道経営の効率化・合理化に関する助言、支援等の措置を講じること。 六 循環型社会の形成及び地球温暖化対策に資するため、下水道の普及拡大に伴って増大する下水処理水及び下水汚泥等の再生利用やエネルギー資源としての活用に関する取組を積極的に推進すること。 以上であります。 委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手) ○橋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。 採決いたします。 本動議に賛成の諸君の起立を求めます。 (賛成者起立) ○橋委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。	この際、国土交通大臣から発言を求められておりますので、これを許します。国土交通大臣北側一雄君。 ○北側国務大臣 下水道法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をちょうだいし、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝を申し上げます。 今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。 ここに、委員長を初め理事の皆様方、委員の皆様方の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。 ありがとうございました。		
	○橋委員長 お諮りいたします。 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。 (報告書は附録に掲載) ○橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。 午後零時三十七分散会		

平成十七年六月二十二日印刷

平成十七年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局